

令和4年度宍粟市予算決算常任委員会（決算委員会）会議録（第4日目）

日 時 令和4年9月15日（木曜日）

場 所 宍粟市役所議場

開 議 9月15日 午前9時00分

付託議案

（教育部）

第76号議案 令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（総合病院）

第84号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定について

（会計課）

第76号議案 令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

（議会事務局）

第76号議案 令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定について

出席委員（7名）

委員長	神吉正男	副委員長	中本隆敏
委員	八木雄治	委員	林克治
〃	山下由美	〃	今井和夫
〃	前田佳重		

出席説明員

（教育部）

教育部長	大谷奈雅子	教育部次長	小河秀義
教育部次長兼教育総務課長	進藤美穂	教育部次長兼学校給食センター所長	池本雅彦
教育部次長兼施設整備課長	西林文隆	学校教育課長	谷尻博誉
社会教育文化財課長兼館長	水口恵子	こども未来課長	岩路貴裕
教育総務課副課長兼教育総務係長	岩本浩二	学校教育課副課長	中田 吏
学校教育課副課長	岡田滋久	社会教育文化財課長兼社会教育文化財係長	清水将道

社会教育文化財課副課長兼図書館長 原 田 渉

こども未来課副課長 岡 内 由 里

(総合病院)

副院長兼事務部長 菅 原 誠

次長兼地域連携室副室長 宮 本 雅 博

次長兼新病院整備室長 船 曳 浩 尉

次長兼総務課長 大 砂 正 則

総務課副課長兼総務係長 鳥 居 長 則

医事企画課長 牛 谷 宗 明

総務課財政係長 松 下 一 也

総務課施設管理係長 小 坂 嘉 人

医事企画課医事企画係長 平 松 るみ子

医事企画課医療情報係長 宮 崎 義 規

(会計課)

会計管理者 前 川 満

次長兼会計課長 原 真 弓

(議会事務局)

議会事務局長 大 前 和 浩

議会事務局課長 大 谷 哲 也

議会事務局課長 清 水 航 一

議会事務局係長 小 椋 沙 織

事務局

事務局 長 大 前 和 浩

議会事務局課長 大 谷 哲 也

係 長 小 椋 沙 織

主 査 中 瀬 裕 文

(午前 9時00分 開議)

○神吉委員長 おはようございます。決算委員会を開会します。

これより令和3年度の決算審査を始めます。

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いします。

審査に入る前に説明職員の皆様をお願いをいたします。

説明及び答弁は自席で着席にてお願いします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。

マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。マイクの先端が口元に向くように今のうちに準備をお願いします。

また、委員の皆様をお願いします。

質疑は行政全般、あるいは対象の事業についての疑問点を明らかにするものでありますので、個人的な意見などに終始せず、適切な審査に努めていただきますよう、お願いします。

論点が違う場合を除いて同じ質疑は避け、割愛するようにしてください。

また、説明職員の方は、必要な場合を除いて同じ答弁は省略していただいて構いません。

それでは、教育部の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いします。

それでは、お願いします。

大谷部長。

○大谷教育部長 おはようございます。本日教育部の審査よろしくをお願いいたします。

令和2年度は前年度3月から続くコロナ全国一斉休校でスタートしましたが、令和3年度については、学校の新しい生活様式に基づき、学校にウイルスを持ち込まないとして、数々の制限はありましたが、子どもたちの学びを止めない取組がなされてまいりました。

参考までに、今年1月から始まったいわゆる第6波、5か月で約350人の陽性者、これにつきましては、就学前の私立、公立問わず、就学前施設、それから小学校、中学校の教員合わせて、子どもと教員、保育士等全てでございます、約350人。

それから、第7波、6月中旬から始まっておりますけれども、こちらにつきましては、既に650人近く陽性者が出ております。その陽性者につきましては、学校、教

育委員会、対応をしてまいりました。

令和3年度の新たな動きとしましては、就学前の教育、保育で、山崎幼稚園舎の使用を中止し、城下幼稚園において、山崎幼稚園を運営いたしました。また、園児数の減少により、菅野幼稚園、神野幼稚園が休園となり、神野幼稚園の在園児は河東幼稚園へ通園いたしました。

一方、社会教育の分野では、学遊館業務を市長部局、市民生活部へ補助執行し、新たな組織体制で業務を執行いたしました。

それでは、令和3年度における主な事業、特徴的な事業について説明をさせていただきます。

まず、学校教育の分野では、5年間繰り延べし、令和2年度に地域の委員会を再開した伊水・都多小学校区の学校規模適正化については、令和3年5月に協議会を設置し、延べ8回にわたる協議を終えて、令和4年4月新たに葛沢小学校として新校が開校いたしました。

小中一貫教育事業は、小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、9年間のカリキュラムを編成することで、系統的な教育を行うことを目指しています。

令和元年度に策定した宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針に基づき、学校、保護者、地域の皆さんと検討を進め、令和3年度に開設した一宮北学園に続き、令和4年4月には、千種学園がスタートしております。

次に、令和5年度末の整備としていた国のGIGAスクール構想が前倒しとなり、令和2年度末までに市内児童生徒1人1台の学習用端末を配備し、併せて高速大容量の情報通信ネットワークの整備を行ったことから、令和3年度においては、ICT支援員を配置し、ICT教育の推進に努めました。

学校施設につきましては、令和元年度から令和3年度にかけて、校舎や体育館のトイレ洋式化を年次進めており、3年度末で、校舎、屋内運動場トイレの洋式化率は89%となりました。

就学前教育、保育では、令和5年4月、山崎庄能地内でのこども園開園を目指し、地権者や関係機関、地域との協議を進めてまいりました。令和3年度には、運営法人の決定と用地取得、農地転用、開発許可、繰り越しておりますが、造成工事等を行いました。

学校給食では、安全安心な提供を常に最優先とし、地産地消率において、令和3年度も全国平均、これは、平成28年度の数値しかございませんが、26.4%が全国平均でございます。

兵庫県は、令和2年度が29.1%に対して、宍粟市は71.9%と高い水準を維持いたしました。これは、生産者の皆さんの御協力と栄養士、調理員の工夫、努力により全国に誇れる質の高い給食を提供しています。

異物混入については、年間9件と過去9年間では一番低い発生件数となりました。

一方、令和4年度からの学校給食会計公会計化に向けて、システムを導入し、管理体制を構築いたしました。

社会教育の分野では、第2期社会教育振興計画を社会教育委員の皆様とともに策定し、令和4年度から向こう10年を見据えた社会教育の基本方針や基本施策を定めました。

また、文化財保護事業として、市指定文化財一里堂の葺き替え工事や、宍粟学講座を引き続き開催いたしました。

最後に、令和3年度については、教育の現場において、新型コロナウイルス感染症対策が強く求められましたが、新型コロナウイルス感染症の発生により、より一層学校園の意義が確認され、一方で、社会生活を維持するための保育所や、学童保育の役割の重要性が再認識された1年となりました。

以上、簡単ですが、令和3年度教育部に係る主な取組について説明いたしました。よろしくお願いたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から、事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

まず、前田委員。

○前田委員 おはようございます。失礼します。

一般会計決算書ページ185ページ、教育振興費について、放課後に地域人材等を活用し、児童生徒への学習支援を行うと、ひょうごがんばりタイム事業、事業の成果と課題について伺います。

○神吉委員長 答弁求めます。

谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 それではまず、私のほうからひょうごがんばりタイムの事業の成果と課題についてお答えをさせていただきます。

この事業は、放課後に学校に地域の教職員のOBの方などを指導者として、宿題や、宿題だけではなくて、プリント学習、学校によっては、タブレットを使ったドリル学習なども取り入れられているところありますが、基本的には基礎的な学習を

繰り返し行う、また、宿題が苦手だという、宿題をするのもしんどいという子どもたちもいますので、そういった子どもたちの手助けをしながら、支援をしながら、学習を少しでもサポートしていく、そういった取組となっています。それだけではなく、中にはやはり、学習でもっと発展的なことをしたいという児童もいますので、そういった児童がいる場合には、支援員さんがそういったプリントを準備をしたりというようなこともされているというふうに聞いております。

そういったことで、事業の成果としては、そういった基礎的な定着へとつながる学習ができたり、児童生徒によっては、チャレンジ的な問題に挑戦する、発展的な学習に取り組むことができたり、これは、やはり児童一人一人の様子について、指導員さんと担任の先生が基本的には一度交流をして、この子にはこういう課題がありますよというようなところも確認をした上で、事業を展開しておりますので、個別のニーズに応じた対応ができているというふうに思っております。

そういった成果を確認しております。また、課題としては、まず、これはコロナ禍での課題というふうになるかなと思いますが、令和3年度についても、コロナの影響で、全ての事業が実施できてないというような状況がありました。やはり、コロナによって中止であったり、削減というようなことがありましたので、それは一つコロナ禍の中ですが課題としてやります。またそのほかには、やはり学校からは、指導員の確保が難しいというような話を聞くこともよくあります。1人の指導員の方に幾つかの学校に行ってもらおうというような状況も、今現在、指導員の方の名簿を見ると確認ができます。

それから、現在これは、県の補助金で実施をしていますので、何とか県の申請をして、補助金を頂いて、それで実施することができますが、今後、補助が削減されるようなことがあれば、学校が必要と考えている計画どおりに実施をすることができないということも考えられますので、そういった場合には、やはり市費での予算確保にも努める必要があるというふうに考えております。そういった課題があるかなというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 分かりました。再質疑なんですけども、小学校5年生以上は、がんばりタイムに参加できない学校があるということなんですけども、今以上に、学ぶ機会を確保できないか伺います。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 おっしゃるとおり、どちらかというところ、低学年であったり中学年、これは一つには、人数がたくさん受け入れることができないという状況もあります。それは、指導員さんの数によって、例えば、1人の指導員さんなのに40人確保するというわけにやはりいきませんので、その指導員の数によって、ある程度人数制限ができてしまっているのが事実かなというふうに思います。

ただ、今言われるように、高学年であってもやはりこういった学習に参加をしたい。支援が必要な児童もいますので、指導員の確保、予算の確保には努めていく必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 なるべく改善していただくように、よろしく願いいたします。

それでは2点目に移ります。

スクールソーシャルワーカーの謝礼ということで、スクールカウンセラーの謝礼は、いじめや不登校、そのほかの学校でのいろいろな困り事のサポートスタッフの謝礼と認識していますが、それぞれ何人に対する謝礼なのか、謝礼の額について、これ問題ないのかということを確認します。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今、スクールソーシャルワーカーの謝礼とスクールカウンセラーの謝礼について御質問ですが、まず、スクールカウンセラーのほうから、お話しさせていただきますが、スクールカウンセラーというのは、宍粟市内に8名、1人2校から3校の担当していただいて、勤務をいただいております。ただ、このスクールカウンセラー基本県費の職員になりますので、給与は県費のほうで支払われております。ただ、今回、6万円の謝礼ということで上がっておりますが、これについては、県教委からの学校へふだんは県教委から派遣されてるわけですが、それ以外にやはり、学校のほうから何とかケース会議等をしたい。そのときに県のソーシャルワーカーさんに指導いただきたいというようなことで、また、御助言を頂きたいということで、県から派遣されている枠とは別に、学校のほうからの希望があって、宍粟市のほうからお願いをして、ケース会議等への参加をお願いするというところで、2名の方に参加をしていただいて、2名の方に別の日ですが、参加をしていただいて、開催をした会議のときの出席の謝礼ということで、3回の会議で謝礼を支払っているということになっております。

この基準については県からの派遣で払われているのと合わせた額で、同じように

お願いをしているところであります。

続いて、ソーシャルワーカーについてですが、ソーシャルワーカーさんは宍粟市学校サポートチームのメンバーとして、現在3名の方に担当の中学校区、それから、しろう学校サポートチームのメンバーとして、宍粟市内で支援をいただいております。現在、先ほど言いましたように、3名の方で関わっていただいておりますが、このスクールソーシャルワーカーの方には、児童生徒に保護者のカウンセリングを行っていただいたり、それから、発達検査、そういったものにも対応していただいております。それから、ケース会議への参加、それから学校への指導ということで、サポートチームが回る場合に一緒に回っていただく、そういった取組の中で、年間約200日以上、件数でいうと、480件以上のケースに関わっていただいております。

以上が、スクールソーシャルワーカーになりますが、スクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーともに、やはり専門的な知識が必要であって、専門的な業務に従事をしていただいておりますので、謝礼の額については適切であるというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいですか。

続いて、今井委員お願いします。

お待ちください。山下委員どうぞ。

○山下委員 申し訳ありません。ちょっと関連でお尋ねしたいわけでありましてけれども、そのスクールカウンセラー3名ということを知りまして、それで今、コロナ禍で非常に大変な中、大変な件数を担ってくださっているということで、大丈夫だったのかということをお尋ねしたい。また、増員を考えられなかったのかということ、令和3年度、お尋ねしたいのと、あと、不登校の人数が増えているような傾向にはないのか、このコロナ禍の中で、令和3年度どうなのかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今、委員のほうから3名と言われたのは、スクールソーシャルワーカーのほうでよろしいですか。

改めて御説明をさせていただきます。

スクールカウンセラーは、現在、宍粟市内に8名の方に、1人2校から3校に対応していただいております。確かに、全て、毎日学校に入れ

るというわけではないんですが、各学校に自分の担当部の学校のほうに勤務をいただいております。今、コロナ禍等ということで御質問がありましたが、現在、学校のほうから、カウンセラーさんの勤務で、今以上に勤務をいただきたい、その対応がし切れないというふうには確認はしておりません。今現在の配置、県からの派遣によって、十分カウンセリング等の対応ができているというふうに考えております。

また、カウンセラーさんだけではなくて、先ほど言いましたスクールソーシャルワーカーもそういったことには関わっておりますので、必要に応じてカウンセラーさんだけではなくて、スクールソーシャルワーカーにもカウンセリングをしていただくような機会も取ることができますので、必要であれば、市費で雇っているソーシャルワーカーさんでも活動していただいているところです。

続いて、不登校の質問いただきましたが、宍粟市の不登校は、ここ2年ほど実は横ばいの状況というふうになってます。令和元年までは、少しずつ増えている右肩上がりの状況で、大変危惧していたのですが、ここ2年間、令和2年、令和3年は、横ばいの状況、実は少し減っています。ただ、もちろん高止まりの状況であるというふうに捉えています。この数字は、県とか兵庫県の数字を見ると、常に右肩上がりで、令和元年、令和2年、令和3年と増えてますので、宍粟市は何とか令和2年、令和3年と横ばいでとどまっているという状況であるかなと思います。先ほど言いましたように、高止まりの状態です。これについては、やはりしそう学校サポートチームであったり、今、大きく関わっているのは、さつき学級、そういったところが関わりながら、もちろん学校でも未然防止であったり、丁寧な対応していただいておりますが、教育委員会からもさつき学級であったり、サポートチームの支援をしながら、この不登校の改善には今後も取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 まだありますか。山下委員。

○山下委員 すみません。先ほど、スクールソーシャルワーカーさんが8名じゃなくて、スクールカウンセラーさんは8名、スクールソーシャルワーカーさんが3名ということなのですね。間違ってますすみませんでした。それだけです。

○神吉委員長 次の事業へ移ります。

今井委員、お願いします。

○今井委員 おはようございます。どないしましょう、1つずつしたらええんかな。3つ。

○神吉委員長 3つ同時に。

○今井委員 そしたら、主要施策の95ページの小中一貫教育の部分です。

負担軽減のために、加配をされたという形ですが、これは何人でどのような人をお願いしたのか。どういう形態で来てもらってるのかというのを1点目です。

続いて、2点目として、この事業内容の令和3年の事業内容のところに、最初のところに目指す子ども像を共有し、9年間を通じたカリキュラムも編成することで、継続的な教育を行うというふうに書かれているのですが、その(3)で、外国語とか人権教育、道徳教育は9年間を通じたカリキュラムの下で行ったと、その上の2番のところ、地域を生かした総合学習や特別活動は、小中学校で連携して行ったというところしか書かれてないんですが、このあたり、総合学習とか、特別学習とかいうのも、9年間一応見越して、そういうカリキュラムをきちっと考えてされてるのか、どうかというのを伺います。それが2点目です。

その次、3つ目として、その下の目標値です。当初の目標自体を楽しいと、学校に行くの楽しいと答える児童の割合を目標95%とされてるんですが、その結果として、92.2%というふうになってます。この値についてどのように判断されてるのか、お伺いします。

以上です。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 御質問にお答えします。まず、加配についてですが、加配は現在、1名、千種中学校に配置をしております。この先生は、美術の免許を持っていらっしゃる方で、現在、千種中学校の美術、それから小学校のほうでも図工の、図画工作の指導をしていただいております。

さらには、もちろん小中一貫教育の推進に関わる業務にも携わっていただいておりますが、千種の場合は、この美術の先生がどうしても欲しいと、やはり、北部の学校というのは、免許外で指導しないといけないということが多々あります。そんな中で、千種はやはり美術の先生が必要だということで、専門の方にきちんと4教科についても指導いただきたいということで、美術の希望されて、配置をしたというのがありますが、この配置をしたことで、美術の担当をしないといけなかった先生は、やはり、時間に余裕ができます。そういった方が推進役を、やはりベテランの方で担っていただいている。小中での連絡調整をしていただいたり、行事の調整をしていただいたり、時間割の調整をしていただいたり、そういった役を担っていただくことで、小中一貫教育がスムーズに進むというような役割を果たしていただ

いております。

これは、千種の例なんですけど、前回、その前の一北の場合には、ベテランの方を理科の指導のできるベテランの方をお願いしておりました。それは、やはり、このベテランの方をお願いしたいというのが学校から希望があったんですが、やはり、その方はベテランの先生、退職された先生だったんですが、小中両方にももちろん理科の指導もできますが、それだけじゃなくて、学校のことよく理解されておりますので、その方自身が小中連携の推進役を担うという意味で活躍をいただいたというふうに確認をしております。

続いて、地域を生かした総合学習特別活動、9年間のカリキュラムにならないのかということについては、宍粟市では、この小中一貫教育を推進する上で、要件として、9年間のカリキュラム、総合学習や特別学習についても9年間を通したカリキュラムとするということを一つの要件にしております。

今、委員が読まれたときには書いてなかったのですが、スタートする前のプロジェクト会議、そのプロジェクト会議に上げる小中の先生方の担当者会、例えば千種だったら千種の小中学校の先生が前年度までに集まって、学習の担当の部会であったり、生活の部会であったりして、小中連携どういった取組ができるだろうということ打ち合わせされるんですが、その中で当然、この総合的な学習の時間についても、9年間の取組となるように、小中学校の先生方が一緒になって、カリキュラムを作成されております。例えば、千種だったら千種学ということで、小学校から中学校までの9年間の取決めもつないでいきたいと思いますということで、カリキュラムを作成されているところです。

続いて、学校が楽しい。

○神吉委員長 課長ちょっと待ってください。

回答得てからでは駄目ですか。3点。今の流れ、止めましょうか。

今井委員、どうぞ。

○今井委員 すみません。ちょっとさっきの最初の1番の千種の美術の先生ということで、これどういう人に依頼しとんですか。退職された方なのか、どういう方なんですか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 この方は、退職されたからではありません。今現在、先生になりたいということで、美術の学習をされている方ですが、当然、美術の免許を持たれておりますし、美術について指導、これまで学習をされてきている方です。若い

方です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 それから、先ほどの2つ目なんですけど、総合学習もそうやって9年間のカリキュラムをつくってるということで、それは、年間70時間ありますよね、70時間分を最初に一括して9年間考えているということですか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 小学校から中学校までそれぞれ千種のやはり地域に関わっていくような取組、ふるさと学習というような言い方をしておりますが、そういった取組を基本的には入れていこうということで、小学校から中学校、9年間のカリキュラム作成しております。

ただ、必ず全部そうではなくて、やはり、ふるさと学習でこのことはしていこうというふうにと組は決められていますが、それ以外にもやはり、子どもたちの実態に応じて、課題に対応していくことも全ての時間ふるさと学習ではなくて、ふるさと学習とした9年間のカリキュラムを持ちながら、必要な場合にはそういった子どもたちの課題に応じた課題を取り入れた、総合学習も展開されているというふうを確認しております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 それは、おおむねそしたら70時間のうちのどのぐらい、大体例えば半分ぐらいは、カリキュラムとしてあるのか、どのぐらいの割合なんでしょう。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 現在、その割合については私のほうで今現在、資料等把握しておりませんので、また確認をさせていただきたいと思います。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 それでは、3つ目の学校が楽しいと答えた児童生徒の割合が92.2%ということ、どのように捉えているかということについて、お答えをします。

この数字、92.2%というのは、今回、一宮北小中学校の児童生徒の数字です。これは、昨年度、一宮北小中学校でスタートした1年間の取組で、一宮北小中学校の生徒がどう感じたかという数字を捉えたかったので、この92.2%、一宮北小中学校での数字を出させていただいております。

実はその前、1年前の数字、87%でした。それが、1年間の取組の経過として92.2%になっているということで、児童生徒が小中一貫教育について、一つより学

校が楽しくなったと感じているというふうに捉えることもできるかなというふうに思っております。あわせて、同じ調査で、今、一宮北小中学校と言いましたが、宍粟市全体をお伝えすると、宍粟市全体の児童では約90%でした。これは、全国と兵庫県と比較すると、全国では83%、兵庫県では85%ですので、それと比べて90%というのは、宍粟市の子どもたちは学校が楽しいと答えた割合は高いというふうに考えております。

コロナ禍において、令和3年度も宍粟市でも行事の中止であったり、縮減であったりということが行われました。そんな中でも、90%の児童が学校が楽しいと感じていることは、先ほど言いましたように、県や全国と比べても、上回る数字であって、各学校で児童生徒に丁寧な関わりをしていただいているというふうに考えております。

ただ、それでも10%の児童が楽しいとかは答えていないというのも事実ですので、その部分についてはきちんと受け止めて、そういった子どもたちもいるんだなということ踏まえた上で、児童生徒の様子を注視して見ていく、児童生徒に関わっていくことは当然必要だというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。私がちょっと気になるのは、目標が95%というふうに設定してるところが、ちょっと気になるんです。もちろん、そんなん100%現実として、全員の子どもの100%学校が楽しいとは、そら先生方頑張ってやっておられるとは思いますが、それは無理だろうとは思いますが、目標として、それを95%として置くのが、それが現実だけでも、それが妥当なのか、やっぱり目標は100%に置いてほしいというのが、現実として、結果として92%だったら、それは、100%が92%でしたということで、それはそれでいいかなと思うんですけども、そこら辺の目標95%というふうに置くということに対してはどうなんですか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 委員が言われるように、私も現場にいたらやっぱり100%楽しいと思ってほしいというのは、本当に正直な気持ちだと思います。ただ、これ調査の上での現実的な数字としては、やはり、毎日子どもたち、いろんなことありますので、もしかしたら朝、お父さん、お母さんとけんかしたのかなとか。その日のテストの結果が悪かったのかなとか、なかなか100%という数字というのは、やはり

子どもたちの気持ち、いろんな思いを抱えている子どもたちもいますので、100% 目指したい気持ちはありますが、現実的な数字としては、95%ということで、それでもかなり高い数字だと思います。その5%の子どもたちをきちんと見ないといけないということは当然ですが、現実的な数字として、95%を目標として上げさせていただいているところです。

○神吉委員長 よろしいですね。続いての事業は、八木委員お願いします。

○八木委員 おはようございます。お願いします。私のほうも、成果説明の96ページ、ICT支援員の配置事業のどこなんですけども、宍粟市内には、支援員が何人おられるのか、そして、授業中の不具合、PCやタブレット等の不具合はどのぐらいあったのか、また、支援員がその学校にいないときの対応はどのようにされたのか伺います。

2つ目、各学校で2回の研修会を行ったと、指導力向上の研修会を行われたとあるんですけども、ちゃんと支援がそれでできたのか、向上につながったのか。

3つ目が、事業目標の「ほぼ毎日」と答えた、児童生徒の割合50%以上という目標で、11.9%をこれはどのように受け止められているのか、この3つお伺いいたします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 それでは、1つ目の支援員は何人いるのかというようなところからまずお答えをさせていただきます。

現在、宍粟市のICT支援員は1名、1名の方に勤務いただいております。元教職員の方で、現役のときにも学校ホームページの作成に関わっていただいたり、ICTを活用した授業に取り組まれていた方です。ICTの活用の指導だけじゃなくて、元教職員ということで、授業の指導についても理解されているので、教職員の支援としては最適であると考えております。

授業中の不具合については、タブレットには予備がありますので、基本的には予備の活用なども含めて対応しておりますが、個別の不具合というより、学校全体での不具合ということは、数校から確認をしております。

例えばどんな不具合かということ、特別教室でWi-Fiが繋がらないであるとか、全校で一斉に使おうとするとつながりにくくなる。そういった大きな課題として、学校のほうから連絡を受けております。

そういった場合、Wi-Fiの不具合については、施設整備課によりアクセスポイント増設等に対応いただいて、そういったことへの対象をしていただいております。

す。また、全校で一斉に使うというのは、本当はなかなかないんですが、最初導入の段階で全校でやってみようというふうな取組をされたところがあって、やはり、大規模校、大きな学校になるとやはり、なかなかそれが全校で一遍には動かないという現実があったそうで、そこには回線の数であったり、そういった大きな課題があるかなと思うんですが、ただ、学年ごとに使うとまだ今のところは何も問題なく使えているということで、全校で使うということは、ふだん通常の授業では考えられないことでもありますので、学年ごとの対応ということで、問題なく利用ができるというふうに聞いております。

それから、支援員がない場合の不具合ということについてですが、基本的には各学校には情報担当の教職員の方がいます。その情報担当の教職員の方への研修も宍粟市のほうでは行っておりますので、基本的には各学校で何か不具合があった場合には、支援員がない場合には、その情報担当の方、それから、それだけではなくて、やはり、本当にICTの活用が得意な先生方もたくさんいらっしゃいますので、特に若い先生方は積極的に活用しようとしてくださっています。そういった先生方が各学校において、不具合があった場合の対応をさせていただいているというふうに確認をしております。

それから2点目、研修会についてですが、ICTの支援員を派遣しての研修会は各校2回ですが、それ以外にも、県教委から情報教育推進員の派遣による研修会を開いたり、先ほども言いましたが、情報担当者への研修会も開いております。そういった情報担当者の研修会を開いた後には、各校で今度情報担当の方を講師とした研修会も各校で独自に実施をされたりしております。

それから、このICT支援については、この研修だけではなくて、ふだんから希望があれば、派遣をするようにしておりますので、学校で独自に研修をしたいであるとか、この授業に支援で入ってほしいということにも対応するようにしておりますので、指導力の向上ということに対して、支援はできているというふうに考えております。

それから、最後の授業目標値に対する結果が11.9%についてですが、この数字については、全国学力学習状況調査の児童生徒質問紙の5年生までに受けた授業で、中学生の場合は、中1、中2のときに受けた授業で、パソコンやタブレットなどのICT機器をどの程度使用しましたかという質問の回答結果を基に判定をしております。

この質問の選択肢は、1番、ほぼ毎日、2番、週1回以上、3番、月1回以上、

4番、月1回未満、5番、その他という選択肢があります。この中でもやはり、今、一人一人がタブレットを持っているということで、ほぼ毎日使えるようになるのではないかな、使うようにしていく必要あるのかなということ、このほぼ毎日ということが50%という目標値にしましたが、結果が11.9%でした。この数字は、兵庫県や県の数値と比較をしてみますと、兵庫県は、約21%、県全国では24%です。それと比べると、非常に低い数字であったということは事実です。なかなかまだほぼ毎日の活用ということには至っていないという現状が見えてきましたので、今年度、急速に活用の割合は高まっているというふうに私たちも感じていますが、今後も継続してより一層の活用が進むように、学校への支援による利用促進を図っていく必要は当然あるというふうに考えております。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 ちなみに、宍粟市の学校で大体タブレットを使つての授業というのは、毎日あるんですか、それとも週に何回かになってるんでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 実は、数字としてなんですけど、今ほぼ毎日は11.9%、児童生徒はそう答えているんですが、実はこの2番の週1回以上も合わせた数でいうと、宍粟市は実は50%弱、49%となっています。今言われたように、毎日何回使っているのかなということはなかなか難しんですが、それぞれの学校によって、やはりまだ違いますので、なかなか各学校、毎日、1週間に2回は使ってますとか、3回使ってますということはお答えできないんですが、例えば、先ほども言いました放課後がんばりタイムでタブレットドリルで利用するというような学校もありますし、学習の毎日の帯タイム、毎朝タブレットドリルの問題に取り組むというような学校もあります。それから、授業の中で活用していこう。それから、体験学習に出たときの写真撮影で使おうとか、いろいろな形での利用は少しずつ、ほぼ毎日にはまだ至っていない状況ですが、何らか、1日1回そういった形で触るというような機会は増えてきているというふうに感じております。今、御質問にあった何回使っていますということの数字については、まだきちんと確認ができてないのが事実かなというふうには思います。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 せっかく生徒にタブレット1台ずつ配付されているわけなんで、やはり、

毎日使っていただけるような、多分学校でも多少それぞれの学校で違ってくるとは思いますが、やっぱり市内全域が同じように使ってもらえるようにしていただきたいなと思います。

以上で終わります。

○神吉委員長 同じ事業で、今井委員。

○今井委員 同じところですか。目標値「ほぼ毎日」が50%というふうに目標掲げられています。申し訳ないです。今の委員の質問、あるいは、先生の返答を聞いていたら、毎日使うのがいいことのように聞こえるんですが、その辺り誰がどのように判断して目標を決めているのか、私的にはそこまで使う必要があるのかなというのと思うんですが、誰がどのように決めるんでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今、GIGAスクール構想によって、1人1台のタブレットが整備されました。現在の指導要録にもICTを活用した学習活動の充実ということでもうたわれています。また、文部科学省が2018年度から2022年までの計画ですが、教育のICT化に向けた環境整備の5か年計画の中で、1日1コマ以上、児童生徒が1人1台の環境で学習できる環境の充実というのが目標の水準とされております。毎日1コマどっかの場面で触っていこうというようなことが、水準として示されておりますので、宍粟市としてはこの50%にはまだ至っていない状況であります。何らかの形で1日1回は児童生徒がタブレットを活用する。そういった機会は水準としてありますので、必要かなということで、ほぼ毎日活用するということの50%を目標値として設定をさせていただいているところです。

ただ、今井委員が言われるように、このタブレットというのは、あくまでもツール、道具だと考えております。やはり、例えば、宍粟市は系統的な体験学習であるとか、小中一貫教育に代表されるようなコミュニティー地域との連携ということを大事にしておりますので、そういった取組については今後も大事にしていきます。例えば、そういった体験活動の中で、やはり記録のツールとしてタブレットを持って一緒に出て行って、そこで写真を撮るとか、そういった活動にはとても有効だと思うんです。このタブレットを使うことが目標ではなくて、一つの道具として活用できるような取組にしていくということは、大切であるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。確かに、我々もスマホ、正直離せないような暮らしになってます。だから、使い方の問題だと思うんです。その辺くれぐれも、やっぱり特に低学年というのは体験学習とか、生身のふれあいがやっぱり何といても一番大事だと思うので、バーチャルの世界に偏らないように、くれぐれもお願いしたいなと思います。

それから、委員長すみません。ちょっと私の前の質問で、もう一つだけやっぱりちょっと。

○神吉委員長 小中一貫ですか。

○今井委員 そうそう。最後にしたほうがいいですか。

○神吉委員長 ICTに関わるようなところですか。

○今井委員 じゃない。

○神吉委員長 全く違いますか。そしたら、少し待ってください。ICTのところを進めます。

○今井委員 はい。

○神吉委員長 関連ですか。山下委員。

○山下委員 先ほどの今井委員さんのICTの関連でありますけれども、やはり、タブレットを用いることによって、子どもたちの脳は大人と違いますので、やはり子どもたちの脳の育ちというところで、それを専門としている先生方が心配されているような部分をももちろん教育の方、皆さんも御存じだろうと思いますし、心配もされておられると思うわけでございます。そこで、脳の専門としている専門医師等との連携等はあるのかどうかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 今、委員が言われたその専門家との宍粟市との連携というのは、現在ありません。ただ、本当にこのタブレットを使うことは、例えば視力が必ず低下する。そういったこともデータとしては公表されておりますので、県教委等もそういった活用方法について、今後指導もあるかなというふうに考えますので、そういったことには注視をして、そういった面での悪い影響については、十分そういった情報も活用しながら、情報も手に入れながら、考えていく必要あるかなというふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 関連ほかにありますか。暫時休憩します。

午前 9時45分休憩

午前 9時46分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

それでは、関連で、前田委員。

○前田委員 冒頭部長おっしゃった児童生徒1人に1台のタブレットと高速ネットワークを整備するGIGAスクール構想についてなんですけども、令和2年度にタブレットを購入されたとのことですが、GIGAスクール構想の実施状況、そして、タブレットを活用できるようにしていくことが大切だと思います。その成果や課題について伺います。

○神吉委員長 答弁。谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 GIGAスクール構想でタブレットを導入した成果についてですが、一つには、やはり、基礎学力の定着ということで、タブレットドリルというものを一つのツールとしてタブレットのほうに取り入れております。それは、繰り返しできるドリル学習、それから、またレベルに合わせた問題も選択することができますので、毎日の基礎学習の定着ということでの一つの活用法としては効果を発揮していると考えています。また、学習支援ツールとしてSKY CLOUDというようなものも導入しております。それについては、授業中に活用ができる。例えば、それぞれの意見を私の意見はこういう意見ですということを書き込めば、全員の意見を一度に見ることができる。そういった授業の中での活用方法も進んでいるところなんです。

それ以外にも、そのタブレットを導入したことで、例えば、臨時休校があったというようなとき、それから、コロナ禍で休んだとき、それから、どうしても今コロナになって数日間休まないといけないというような児童、生徒、そういった場合にも学校のほうでタブレットを届けることで、Zoomでコミュニケーションをしたり、健康観察をしたりというような取組をされているところもあります。それから、当然、今後、またこういったコロナ禍であったり、それから緊急の災害等での臨時休校であったり、学校を休まないといけないというときには、今後活用が広まっていくのかなというふうに考えております。

それ以外にも、学校のほうで聞いているのは、不登校の児童生徒がいた場合に、その子との連絡ツールとして活用しているというようなお話も聞いている学校もあります。本当にいろいろな活用ができると思いますので、それに全て頼るわけではないですが、やはり必要な場合には使っていく、そういった取組を進めていけてい

るということで、成果が上がっているかなというふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 今、先ほど、臨時休校、家庭にいる場合、そういうときに活用したいというようなことおっしゃいましたけども、不登校児童、生徒の学習支援、こういったことにタブレットの活用を考えてはいかがでしょうかということなんですけど、いかがでしょうか。

○神吉委員長 谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 本来に不登校の生徒、もちろん学校に行けるようになる、今現在ではさつき学級に例えばつないでいく、子どもたちのカウンセリングをして、子どもたちの心に寄り添っていくというような取組しておりますが、実際に、学校に行けないようなときに、一つのツールとして、このICTタブレット活用するというのはすごく必要なことだというふうに思いますので、先ほどもそういった取組をされてる学校があるということもお伝えしましたが、全ての不登校の児童生徒でそういった取組がされてるわけではないというふうに思いますので、そういった方法もありますよということもきちんと学校のほうにお伝えして、そういった取組が広まるように、また指導していきたいと思っております。ありがとうございます。

○神吉委員長 よろしいか。ICTのところで関連ありませんか。

それでは、次の事業に移ります。

山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策成果説明書の97ページです。幼保一元化推進事業、これにつきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

令和3年度の決算執行額、1億3,000万円ということで、それで、令和3年度の事業内容を見ますと、山崎地区こども園整備事業というのが大きく決算の金額の中を占めておりますが、この中に、城下地区こども園用地不動産鑑定業務99万円というのがあります。そこで、これにつきまして、この城下地区こども園用地不動産鑑定業務99万円、これにつきましての、鑑定場所、及び時期など、具体的な説明をお願いいたします

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路こども未来課長 この不動産鑑定業務につきましては、令和6年度に開園を目指します城下地区認定こども園の標準地の土地単価を決定するために行っております。具体的に業務の履行場所につきましては、山崎町野の城東保育所周辺、それか

ら、履行期間につきましては、令和4年2月7日から3月25日までです。なお、以降のスケジュールにつきましては、令和4年度に敷地造成工事を完了して、令和5年度には認定こども園の運営法人が園舎を建築できるよう進めているところでございます。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 すみません。少しお尋ねしておきたいわけですが、城東保育所付近、先ほどの鑑定業務をされたこの土地、この付近に決まったといいますか、教育部の中でも市民の合意の上でも、一致してこの場所に決まったのは、令和3年度の何月何日だったかということをお尋ねいたします。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路こども未来課長 この令和3年度末にこの鑑定業務実施をしておりますけども、この時点で、具体的な場所、ここですというのはまだ決まってない状態です。ですので、この標準地、おおむね城東保育所周辺というのは決まっておりましたし、城東保育所の既存の施設を新しい園でも利用するというのも合理的に決まっておりましたので、その周辺の基準値の単価を決めさせていただいて、具体的に場所が決まりましたのは、年度が明けてからになります。

以上です。

○神吉委員長 いいですか。それでは、今井委員。

○今井委員 次のとこやね。学校施設トイレ改修のところですか。単純に教えてほしいんですが、財源として、地方債として書かれてます過疎債だけじゃないと思うんですけど、学校何とかいうやつだと思うんですけど、その辺のちょっと細かい内訳を教えてくださいのと、あとは、その財源ですけども、小学校は国費が100%国費で、中学校の場合は国費の割合が非常に少ないんですが、その辺りの内訳というか、理由を教えてください。

○神吉委員長 西林次長課長。

○西林教育部次長兼施設整備課長 私のほうからは、今井議員の学校施設トイレ改修事業の財源についての御質疑にお答えさせていただきます。

昨年度は、山崎小学校の体育館、城下小学校の北校舎、河東小学校の北校舎の小学校3校、山崎南中学校の校舎、一宮南中学校の体育館、一宮北中学校の体育館の中学校3校において、トイレ改修事業を実施いたしました。

このうち、小学校につきましては、事業費全額に地方創生臨時交付金を充当する

ことができたことから国費が100%となっております。一方で、中学校につきましては、従来どおりの文科省の学校施設環境改善交付金の採択を受けて事業を行っておりまして、対象経費の3分の1が国費として充当されており、残りについては、起債を借り入れして充当しているところであります。

起債の内訳でございますが、文科省の交付金の補助裏には、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債を、それ以外の補助対象外となる事業費に合併特例事業債と一般財源を充当して、事業を実施したところでございます。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。ということは、地方創生臨時交付金ということは、コロナのあれで下りてきてるやつですね。それがうまいこと使われたということですか。了解です。

○神吉委員長 続いて、林委員。

○林委員 成果説明の100ページですけれども、文化財保護事業、これの令和3年度の事業内容の中で、古文書の整理、保管、及び資料の整理作業というのがあるんで、直接費用はかかってないかと思うんですけども、それ質疑いたします。

旧千種町で千種町史を編さんするのにこれは記憶が定かでないんですけども、昭和30年代ぐらいから、資料として古文書、古民具等を旧家から借用して、昭和61年ぐらいに町史編さん完成したと思うんですが、その後、センターちくさのほうで資料保管されていたと思うんです。それから、民具についても、旧図書館の下で保管されておったんですけども、このセンターちくさ、取壊しされたんで、その後、保管されていた資料どうされたんか、通告には所有者に返還されたのかと書いてますけども、返還はされてないと思うんです。どうされたんでしょうか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 林委員の御質疑にお答えします。

センターちくさ及びしきぐさホールに保管、展示していた資料については、昨年の取壊しに伴い、旧千種幼稚園に移動し保管しております。まず、古文書資料と民具等の民俗資料について分けて説明させていただきたいと思うんですが、まず、千種町史編さん資料の古文書資料につきましては、昭和58年に千種町史が刊行されております。その後、箱詰めになされて、長らくしきぐさホール、千種町の歴史民俗資料館ですが、未整理のまま保管されておりました。合併後、文化財資料整理の一環として、古文書資料の目録を作成しております。把握している数としては、7,140

点になります。町史にも記載されているんですが、提供していただいた所蔵者方は分かるのですが、その各それぞれの資料と突合したものがなくて、また、当時、提供いただいた経緯が不明なものが多くあります。千種町史編さん資料については、分量も多く、地域の歴史の貴重な資料でありますので、引き続き台帳整理を行うとともに、所蔵者の方や、御家族の方が返却してほしいという希望がありましたら、資料を確認して、突合できれば返却の手続をさせていただきたいと考えています。

次に、民具等の民俗資料につきましては、千種町歴史民俗資料館が会館された昭和58年のときに、展示資料として提供いただいております。提供いただいた資料については、当時、各自治会を通したり、また個人の方から収集したと聞いておりますが、提供いただいた所蔵者についても、その多くが不明な状況であります。合併後、文化財資料整理の一環として、町史編さん資料同様、目録の整理をしております。それが約200点余り確認されております。

このたびのしきぐさホール取壊しの際に、一部ですが、判明している分については、返却の希望があり、返却しております。今後も、希望がありましたら、協議の上返却に応じていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 民具のほうは、最後のほうはみんな寄附されたと思うんです。それで、最初で昔のほうは、借用されて活用されたと思うんですけど、それはいいんですけど、古文書のほうを、これ私も記憶にあるんは、まだ私が中学生ぐらいのときですか、蔵の中のもの古文書全部出して、庭に広げて、必要な分だけ持って帰られたんは覚えとんです。それで、それを返してもろてもちゃんと保管なかなかできんと思うんです。返却してほしいという人は、ちゃんと保管されると思うんですけど、それできちんと整理して展示するとか、有効に活用して保管してもらおうほうがええと思うんです。どういうことになっとなかちょっと質疑させてもうたけど、また検討してください。終わります。

○神吉委員長 予定はありますか。水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 古文書資料については、本当に貴重な資料でありますので、日々、毎年年間市内全部ですけれど、2,000点の古文書の目録を整理を目標にしております。おおむね目録整理進めているんですが、またそれぞれの古文書の中身などについても、引き続き整理をしていく必要がありますし、貴重な古文書については、きちんとした状態でいい保管場所といえますか、その辺もきちんと

進めていく必要があると思いますので、こつこつといたしますか、進めて、資料整理に努めていきたいと思います。

○神吉委員長 次の資料は、今井委員です。

○今井委員 その次、学校給食の管理システム導入のところでは、

部局資料の20ページのところに、学校給食費の未収金が令和3年で237万円とあります。令和4年から徴収方法が変わったと思うんですが、この令和3年までの237万円に関しては、今後、誰がどのようにして回収に回るのでしょうか。

○神吉委員長 池本所長。

○池本教育部次長兼学校給食センター所長 失礼します。今井委員の質疑にお答えをいたします。まず、部局資料20ページの237万3,680円なんですけれども、19ページにちょっと記載をしておるんですけども、内訳といいますか、令和3年度分でいきますと、10件で23万8,840円、令和2年度以前という分で、213万4,840円という未収の額になっております。それこそ、令和3年度までのいわゆる私会計での運用でいきますと、現年分は学校側、教職員の方にお世話になって、徴収をいただく、回収をいただくという形になっておりました。

その令和3年度までは、過年度分については、令和2年度以前ということになりますけれども、過年度分については、学校給食センターのほうでいわゆる督促であったり、催告であったりというような対応をしながら回収に努めておるという流れでやっておりました。今度、どのような回収をという話なんですけれども、この令和4年度からは、いわゆる市の一般会計ということになった中で、過年度分については、従来どおりです。従来どおり学校給食センターで職員のほうで対応するということとなります。併せて現年分、令和4年度分についても、未納があれば、その際に督促、あるいは催告、文書催告等々させていただく中で、特に過年度になりますけれども、居宅訪問であったり、電話催告であったりというようなところで回収に努めていきたいと考えております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。基本的には、変わらないということやね。現年分に関しては学校の先生やったけども、現年分から職員の方がされるというそういうふうになってきているということで、今までの分も同じように職員の方が対応されていくということですね。

以上です。

○神吉委員長 次、山下委員。

○山下委員 主要施策成果説明書の102ページの下のほうの2段です。

新型コロナウイルス感染予防対策という事業名で、公立保育園、こども園、全年度決算費121万2,000円減額の理由と、それから、一番下の段のあずかり学童保育所前年度決算費114万1,000円減額の理由を教えてください。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路こども未来課長 まず、公立保育園、こども園の分になります。この分につきましては、令和2年度は消毒用消耗品のほか、空気清浄機であったり、非接触式体温計などの備品関係の購入に予算を充ててきましたが、令和3年度に関しましては、これらの備品の整備ができたために、消毒液であったり、ポリ手袋、ペーパータオルなどの消耗品の購入が主になっております。そのために減額が生じております。

また、学童保育所分につきましても、同じような理由になります。令和2年度につきましては、空気清浄機や温度検知カメラ、それからパーテーションや非接触式体温計などの購入に主に予算を充てましたが、令和3年度につきましては、同じく消毒液やマスク、それからポリ手袋などの消耗品の購入が主になったことによる減額になります。

以上です。

○神吉委員長 次は、今井委員。

○今井委員 それでは、主要施策の103ページ、最後のところです。

図書館運営事業に関してですが、まず事業費が令和2年よりも671万円減ってます。その理由をお聞かせください。

それから、2番目として備品購入費のうちの図書購入費は幾らでしょうかということで、例えば、昨年場合は、図書購入費として宍粟市は810万円あったと思うんですが、それに比べると、あるいは他の近隣市町に比べると、その辺り少ないのかなというふうに思うんですが、その辺りもお答えください。

以上です。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 今井委員の御質疑にお答えします。

まず、最初の質問の、令和2年度より671万円の減額の理由についてお答えさせていただきます。令和2年度は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る地方創生臨時交付金を活用して、図書館感染防止対策事業として、市内4つの図書館、図書室に図書の消毒器、返却ポストを配置しております。これは、本庁の図書館事業費

で一括して購入しております。また、市立図書館にサーモグラフィーカメラ等の備品購入とトイレの自動水栓化の工事を修繕しておりますので、令和2年度はそれらの費用が増額になっておりますので、令和3年度にはその臨時的な費用が発生しておりませんので、比較して減額となっている主な理由となります。

続いて、備品購入費のうち図書購入額は幾らか、近隣市町と比べて少ないのではないかという御質問なのですが、まず、成果説明書に記載しています図書館事業費は、市立図書館の図書館運営事業費となります。そのうち、備品購入費に616万6,000円となっております。これは、図書購入費が591万6,000円と、音声図書の購入費が25万円になります。そして、市内全体の図書の購入費については、寄附の購入分含めて、901万5,000円となっております。

近隣市町と比べた場合に、まず、たつの市になりますと、1,681万1,000円、太子町ですと602万7,000円、佐用町ですと800万円、赤穂市ですと850万円となっております。市民1人当たりの購入費で比較した場合に、宍粟市は市民1人当たり262円となっております。たつの市が228円、太子町180円、佐用町511円、赤穂市187円となっておりますので、そこで比べると購入費が近隣と比較して少ないということはないかなと感じております。

また、自治体の規模ですとか、図書館司書の数などで、各市町の図書サービスの状況によって違いがありますが、本市の現在の各図書館、図書室の配架スペースでありますとか、本市の財政状況を鑑みると、妥当な費用ではないのかなと認識しております。限られた配架スペースと予算の中で、購入費用に関わらず、図書館4館を旧町ごとに配置して、それぞれに専門の司書を配置しております。市民の皆さんに近い場所で利用者のニーズを把握しながら、様々な工夫を凝らして、気軽に図書に親しんでいくことができるように、図書サービスに努めております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 分かりました。ちょっとその辺の仕組みを知らなかったもので、あれなんですけども、市内全体では901万円で、この備品の中からは、591万円とちょっともう1回教えてほしいんですが、その差額の310万円ほどというのは、どこからどのように充当されてるといふことなんでしょうか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 本館分が611万、一宮の図書室と波賀の図書室、千種の図書室には、各40万円ずつ、120万予算が配当されております。また、千種

の図書館については、200万円の寄附がありますので、その辺りの差額になると思います。

○神吉委員長 よろしいか。次行きます。

同じところで、林委員。

○林委員 同じ図書館の運営事業なんですけども、市民の利便性を図るために運営されてると思うんですけど、千種のほうにも来てます。それで、その移動図書館の移動場所、また、時間等そういう基準いうんですが、そこへ何時に行きますよとか場所を決めるとか、そういう基準はあるんですか。

○神吉委員長 水口課長。

○水口社会教育文化財課長兼館長 林委員の御質疑にお答えします。

移動図書館の地域循環については、毎月各旧町で毎月1日ずつ地域巡回運行しております。そのほかに、学校園や福祉施設を訪問しています。昨年度は合計82日間運行しています。巡回場所、時間等の決定基準というのはないんですが、旧町単位で効率のいいルートと時間を設定しております。滞在時間は循環している場所の数や、利用者の状況に応じて、短くて10分、また長くて50分程度取っております。

昨年度の各地区の運行状況を報告させていただきますと、山崎町では蔦沢地区と菅野地区を地域巡回しております。都多小学校、ありがとう、学遊館、伊水小学校、プラットホームさつきを巡回しています。ほかに、小学校やデイサービス施設にも要請に応じて運行している状態です。滞在時間は先ほど申しましたように、10分から長くて50分になっております。

一宮町では、地域の巡回は毎月第3土曜日に図書室のある神戸地区を除いて、染河内、下三方、三方、繁盛地区を巡回しています。場所は、各公民館などの公共の場所であったり、学童2か所を巡回場所に含めて、効率のよいルートを考えて運行しております。滞在時間は約30分となっております。あと、月初めの金曜日には、小学校とこども園を巡回している状態です。

波賀町では、第4土曜日に各自治会を巡回しております。滞在時間はおおむね10分程度となっております。また月初めの水曜日には、学校へも巡回しております。

千種町では、毎年自治会町会で移動図書館の運行についての資料とか、配付して、周知しております。そして、希望のある自治会を運行しているんですが、昨年度は2つの自治会を巡回しています。地域の巡回日に合わせて、小学校とエーガイヤを巡回場所に含めて運行しております。各滞在時間は30分程度となっております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 特に基準がなしで図書館のほうで、多く利用されるところへ今、運行されておることなんでしょうけども、その希望がある自治会へ運行しますよということみたいなんやけど、自治会が希望したら来てくれるということをおそらく理解しておられないんじゃないかと思うんです。千種の場合は、今言われた2自治会ばかり行かれとんでどうなんかなと思って疑問があったので質問したんですけど、よく分かりました。

○神吉委員長 関連ありますか。ないようでしたら、審査の途中ですが、ここで休憩をいたします。10時35分まで休憩します。

午前10時19分休憩

午前10時35分再開

○神吉委員長 休憩を解き、委員会を再開します。

次の事業へ移ります。

山下委員。

○山下委員 それでは、主要施策成果説明書の103ページの下の方の段です。

第3子以降学校給食費助成事業、これについて質疑をさせていただきたいと思います。

令和3年度決算執行額1,301万5,000円ということになっております。これは負担金補助及び交付金が全額となっております。そこで、この事業の対象者は何人かということ、そしてまた、この事業は多子世帯の経済的負担の軽減を目的としておるわけでありますから、同じく3人の子どもがいる多子世帯であっても、対象とならないケースが何件あったのかということその2つを教えてください。

○神吉委員長 池本所長。

○池本教育部次長兼学校給食センター所長 それでは、委員の質疑にお答えをいたします。

1点目、対象の方が何人か、それと、2点目ということで、対象にならないケースが何件という御質疑なんですけれども、少し順序を変えて、どちらもでトータルで回答のほうさせていただければと思います。

まず、18歳未満で3人以上の子どもがいる世帯で小中学校へ通う児童の集計なんですけれども、世帯数戸数にしまして、490戸、令和3年度で490戸、それから、児童生徒数で1,036名になろうかということ、住民基本台帳搭載情報ではということ

になります。実際に令和3年度で申請、認定をしました件数なりですけれども、283戸、世帯数が283戸、児童生徒数で309名ということでしたので、単純に引き算をいたしますと、対象とならないケースというので、207戸で、児童生徒数で727名ということになります。ただ、この対象とならなかった世帯には、要保護、あるいは準要保護の世帯が含まれておるということで、お願いをしたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 それでは、先ほど、お答えくださった中で、準要保護、要保護の世帯というのは、何世帯になるのかを教えてください。

○神吉委員長 池本所長。

○池本教育部次長兼学校給食センター所長 令和3年度の集計ということでお願いをしたいと思います。世帯数で172、児童等ということで、243という形になろうかなと思います。先ほど申し上げた数字の方が全てが3人以上お子さんがいるというわけではありません。単純に認定というか、要保護、あるいは準要保護の世帯というところで御理解をいただければなと思います。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。この事業で関連ありますか。ありませんか。

次、八木委員なんですが、学校給食とALTとどちらでも大丈夫ですが。学校給食で。

八木委員。

○八木委員 失礼します。部局資料の20ページで、学校給食費の不納欠損です。過年度の不納欠損62万970円とあるんですけども、これの主な理由をお聞かせください。

○神吉委員長 池本所長。

○池本教育部次長兼学校給食センター所長 失礼します。委員の質疑にお答えをしたいと思います。

先ほどの不納欠損の主な理由の前に、不納欠損欄に今回20ページ、計上しておるわけなんですけれども、この資料について若干補足をまずさせていただければと思います。19ページなりを御覧いただきながらいいかなとは思いますが、令和3年度、昨年度までですけれども、学校給食の会計というのが、私会計で運用ということで、債権者が学校長、債務者が保護者等という構図になっておりました。その学校が集めた学校給食費を取りまとめて、食材の支払いに充てる事務というか、それを学校給食センターが対応しておったという流れが令和3年度までになります。

いわゆる私会計というのがこれになるんですけれども、令和4年の3月31日の時点において、滞納者がいる学校の学校長から市長宛てに回収の見込みがないものの報告を受けまして、これについて、令和4年度以降、今年度以降一般会計で運用ということになりますので、引き継ぐべき債権とはいわゆる切り離しをして、学校側で管理をする分、今回でいいますところの、20ページでいいますところの不納欠損で上がってる額というのが、それに当たります。

本来の話をさせていただくんですけれども、いわゆる私会計におきましては、債務者からいわゆる時効の引用ですね、当時であれば、2年経過すれば、もう時効だから払う必要がないよというのが保護者なり、本人からの提示というか、話がない以外は、時効の成立というのが債権の時効の成立というのができないものにいわゆるなります。今のといいますか、市の会計のように、言い換えれば債権放棄というような、不納欠損というのができないのが私会計の運用ということになります。

それこそ19ページの備考のとおりなんですけれども、本来のこの私会計での運用というのは、帳簿以外の帳簿外で管理をするという言い回しの簿外管理という考え方で運用をしていくというのが本当で、よくあるパターンでいいますと、上水道の公営企業会計というのがあるのを御存じかなと思うんですけれども、そちらもです。不納欠損というのができないので、いわゆる簿外管理という運用をされます。それと同じ考え方になりますので、20ページでいいます不納欠損という欄に書いておりますけれども、あくまでも簿外で管理をしておると、今現在でいいますと、学校で管理をしておるという分がこの額ですよということで、御理解をいただければなと思います。

本来であれば、債権者がいわゆる学校長である私会計におきまして、債務者の財産情報、あるいは市税の処分内容なりというのは知り得ることが本来はできません。とは言いながら、過年度分につきましては、この令和4年度以降、一般会計で引き継ぐということにもなりますので、改めて市の債権ということになりますので、改めて把握をしたということでお考えをいただければなと思うんですけれども、不納欠損の理由としましては、いろいろあります。主な分ということで、居所不明、それから保護者なりが死亡、自己破産、それから税の執行停止なりというようなところの関係で、当時の債権の時効の期間が2年を過ぎておると、要は、こちらのほうから催告なりを行えない方、家庭というか、のところについては、今回の簿外管理といいますか、不納欠損欄に入れておるということになります。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。

八木委員、お願いします。

○八木委員 13番でよろしいですか。

部局資料の1ページになりますけども、3番目のところなんですけども、A L T派遣業務なんですけども、当初の契約金が250万だったんですけども、変更で約200万ほど増えまして、459万ほどになってるんですけども、その契約金額が増額した理由は何なのかをお願いします。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 八木議員の御質疑にお答えします。

業者からのA L T派遣につきましては、山崎東中学校のA L Tの分となります。通常でしたら、J E Tプログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）というのがあるんですが、そのJ E TプログラムによるA L Tの招致となりますが、昨年度に引き続き、コロナの影響でなかなか思うように入国ができませんでした。当初は9月に入国の見込みであったため、4月から9月までの6か月分250万8,000円で契約をしておりました。9月12日の入国直前になり、急遽あっせん者が辞退したために、補充待ちの状態となりました。

県に次の入国時期を再々問合せをしましたが、補充待ちとの回答であり、最終的には入国は早くても1月下旬以降の見込みとの回答でありましたので、児童生徒への英語教育及び英語コミュニケーションによる授業が困難になり、学習指導要領に規定されている英語活動や、外国語の授業が十分にできないので、委託業者に再度お願いしました。9月末まで派遣してもらっていた先生も既に別のところへ派遣されている状態であったために、人材の確保ができ次第派遣していただくという調整をしておりました。何とか人材確保ができて、11月から3月までの5か月分、209万円で再度契約し、派遣していただきましたので、契約金額が増額となっております。

補充待ちであったA L Tにつきましては、4月17日に入国ができて、現在は宍粟市内全てのA L TがJ E Tプログラムによる招致となっております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいか。次の事業へ移ります。

中本委員。

○中本委員 部局資料22ページの保育所こども園入所申込受付の分について伺います。

定員に対して、合計人数が多いが、入所の調整は行われたのかお伺いします。

○神吉委員長 岩路課長。

○岩路こども未来課長 定員に関しましては、法令で遵守が求められておりますけども、一方では、需要の増大に対応する場合は、定員を超えて受け入れることが可能となっております。また、施設運営費の補助である国の施設型給付、委託費におきましても、定員の2割未満までの増加につきましては、弾力的な運用が認められているところでございます。ただ、この場合においても、園児1人当たりの面積基準であったり、職員の配置基準は、しっかりと守る必要がございますので、その点には留意をしているところでございます。引き続き、待機児童が発生しないよう、適正な入所調整に努めたいというふうに思っております。

以上です。

○神吉委員長 次は、八木委員。

○八木委員 部局資料の一番最後のページ、26ページなんですけども、不用額のところで、学校給食運営費の不用額の中で、報酬、職員手当、共済費等、任用職員予定人数に満たないため、減額になっているという理由が書いてあるんですけども、その職員が少なかったことによって、学校給食のほうの運営には何か問題等はなかったのでしょうか。伺います。

○神吉委員長 池本所長。

○池本教育部次長兼学校給食センター所長 失礼します。委員の質疑にお答えをいたします。それこそ、年度当初は職員のほうが充足をしておって、途中でいわゆる退職というような形が多うございました。対応として、新聞の折り込みあるいはハローワークであったりというところで、募集なりをするんですけども、正直のところ、応募が少ないという関係で、補充ができてないというのが現状で、結果、不用額が発生しておるということになります。

それこそ、その不足というか、足りない関係でいいますと、多いときです。山崎のセンターでは、運転員兼務の調理員で1名、パート調理員で4名、一宮波賀のセンターでは、運転員兼調理員で1名、パート調理員で2名、千種のセンターでは、パートの調理員が1名というような形で、不足の状態が一時続いていたかなと思います。こういった中なんですけれども、給食運営での弊害という部分なんですけれども、いわゆる人員不足が原因で、目が行き届かず異物の混入が多くなったとか、あるいは、作業中に職員がけがをしたなど、また、給食の提供が遅れると、あるいは、味がそれこそ落ちたというような、いわゆる弊害というか、いうことは一切ありませんでした。

ただ、やっぱり安全で安心な給食を提供するためには、余裕というか、ゆとりがある環境下での作業が大切かなと思っております。退職する職員で、人員の不足というか、勤務時間数を増やして対応するというようなことも考えてはみたんですけども、時間給の職員といいますと、大体、扶養の範囲内で勤務したいという形態の方が非常に多いので、勤務時間制限という部分がありまして、日数あるいは時間を増やすということが、正直できませんでした。プラス、非常に特殊な業務に給食というのはなるんですけども、市のいわゆるセンター以外の行政職員であったり、いわゆる臨時さんというか、会計年度職員の方などから応援をもらえればええんですけども、学校給食法でいいます安全管理上です。必ずまずは検便検査をして、クリアしないと、中に入れないとというような非常に厳しい条件があります。結果対応ができないということにもなりまして、結果的には在職する職員の業務量が若干増えるんじゃないかなということがありましたんで、そういうときには、負担が増えないよう、センターの管理監督職、所長、あるいは副所長であったりと、それから、栄養教諭が調理、洗浄、それと、配送業務に入ることで、これをカバーするというようなことで、結果的には通常どおりの給食提供ができたんじゃないかなと思っております。加えて、宍粟市の給食というのが、いわゆる手作りを基本と、既成のものをつくっていたらもっと簡単にできるんですけども、手作りを基本ということをしておりますので、質は下げないで、工程が一つでも減るとかというようなことも栄養教諭に考えていただいて献立をつくるというようなところで、対応をしたときもあります。

例えばでありますと、数でこのクラスは何個というような配缶の仕方であれば、そのときに1人必ず、2人必ず要るんです。ただそれが、1人で済むように量の配缶にするとか、というようなパターン。あるいは、果物の提供も切らずにそのまま提供できるものにするとか、というような形をいろいろ考えていただく中で、対処させていただきました。

以上です。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 いろいろ努力されているのはよく分かりました。

そこで、誰でも急に来て応援してもらえないということを今、言われたんで、検便検査しないといけないということなんですけど、検便検査というのは、半年に1回、毎月やられるんでしょうか。

○神吉委員長 池本所長。

○池本教育部次長兼学校給食センター所長 法で規定をされておるんですけれども、月に2回以上です。なので、一番直近の検査のときにクリアできていればいいんですけど、そういうのは想定はほかの職員はできませんから、対応は恐らくできないと思います。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 あと、退職された方等おられてということなんですけども、募集もかけられたということなんですけども、なかなか募集に来てくれないという原因というのは、何か考えられているんでしょうか。

○神吉委員長 池本所長。

○池本教育部次長兼学校給食センター所長 恐らくは何点か想定で話をさせていただきますと、あるのではないかなと思います。

まず1点目は、やはり、仕事量というのが、非常に調理作業とは言いながら、非常に重労働な内容になります。なので、言葉、適切ではないかもしれませんが、単純にしんどいという部分があるのかなと、それに対しての単価設定というか、賃金の単価設定が相応しておるかどうかというのも、一つあるのかなと思います。あるいは、やはり、環境が整ってないと申しますか、センターの非常に先ほど申し上げたしんどいというプラスに、特にこの夏の時期になりますと、非常に午後暑くなるんです。洗浄のときになるんですけれども、非常に労働的に初めて携わると、すぐにこれは無理やなとって、退職しはるという方もいらっしゃるんで、それを考えると、仕事がやはり大変という部分が一番にあるかなと思っております。以上です。

○神吉委員長 以上で、事前通告いただいております質疑に関しては終了します。

この際ここで関連なんですけど、今井委員、先ほどの分でありますか。

○今井委員 先ほどの主要施策の小中一貫教育のところ、95ページの小中一貫教育のところなんです。あれからずっと考えてるんですけども、児童の楽しいという目標設定が95%というところ、ずっと気になっとなんですけど、これ例えば、令和3年の結果が95%だったとしたら、この対比というところは100%になるわけですよ。そしたら、100ということは、ようやくたな、でも、5%の子は満足してない。そこに例えば1人でも、例えばいじめで学校に来てないとか、そういうふうな子が1人でもおって、何かそういうことで、例えば、事件でも起こるとか、そういうことってやっぱり、特に学校、教育という場においては、なかなか許されない部分じゃないかなと、ただ、学校は全てということはないとは僕も思っとなです。だから、

○神吉委員長 今井委員、質疑してください。

○今井委員 すみません。そういう意味で、この目標が95%というところに関して、やはりちょっと思うんですけども、そこら辺の結果が95になったときに対比が100になって、それでいいのかっていうその辺りのところの判断というか、考え方をもう一度お聞きしたいんです。

○神吉委員長 再度になりますが、95パーの、谷尻課長。

○谷尻学校教育課長 先ほどと同じような回答になるかもしれませんが、今、例えば、90%超えてたとしても、10%やはり宍粟市内で学校は楽しいと答えられてない児童はいるのは事実ですよ。そこってというのは先生方も目を向けていく必要はあると思うんです。やはり、そういった児童がいるということは、目の前で楽しそうな顔してて、もしかしたら何か悩みを抱えてるのかな、ふだんの休み時間のときに、一緒に運動場に出るんだけど、あれ教室に残ってる子がいるな、そんなところにやはり目を向けていくというのが、その10%であったり、今もこの95%というところで、今後、95%という結果が出るかもしれませんが、やはり、そこにはまだ5%意識をして関わっていく必要のある児童生徒がいるということは事実だと思いますので、現実として95%という数字を目標値とはさせていただいておりますが、今、委員が言われるように、その5%の子どもたちに寄り添っていく、その5%の子どもたちを何とか見つけようとしていくという思いは先生方には持った上で関わっていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○神吉委員長 よろしいです。質疑ありますか。まだあるんだったら、大丈夫ですよ、質疑が。

○今井委員 くれぐれもよろしくお願いします。

○神吉委員長 そのほかで質疑はありますか。

今井委員。

○今井委員 先ほどのALTのところなんですけども、ちょっと説明で疑問、思ったところが、250万が400、何ぼやったっけ、増えてるっていうところで、別の人に委託をしたから増えたんだということの説明だったと思うんですけども、そしたら最初の250万円はどこに行ったんですか。来られてなかったんですよ、コロナで。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 最初の方は配置していただいております。4月から9月末まで来ていただいて、次のALTが本来のJETプログラムのALTが来なか

ったので、同じ業者に11月から3月まで違う方を派遣していただきました。

以上です。

○神吉委員長 J E Tプログラムのほうへの支払いはしていないということでもいいですか。その間。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 J E Tプログラムへの支払いはないんですが、報酬は市のほうで支払いますので、その間の東中にはJ E Tプログラムからの派遣はなかったもので、業者委託の分だけになります。

○神吉委員長 よろしいか。今井委員。

○今井委員 それは、最初の予算には入らないんですか。

○神吉委員長 進藤次長。

○進藤教育部次長兼教育総務課長 最初の予算で入れてたのは4月から9月までの最初の契約の分を予算要求しておりました。最初は9月にJ E TプログラムからA L Tが派遣される予定でしたので、9月分までの予算要求をしております。コロナの影響で入国ができなかったもので、追加分で11月から3月分まではまた業者から派遣していただきました。

○神吉委員長 よろしいですか。以上、ほかございませんか。

ないようでしたら、ここで教育部の審査を終了します。

説明職員の皆様、どうもありがとうございました。

午後1時より次の審査を始めます。

午後1時まで休憩とします。

午前11時07分休憩

午後 1時00分再開

○神吉委員長 休憩を解き、決算委員会を再開します

限られた時間でありますので、的確な質疑と円滑な進行に御協力をお願いします。

審査に入る前に、説明職員の皆様をお願いをいたします。

説明及び答弁は、自席で着席にてお願いします。説明職員が委員長席から分かりづらい場合がありますので、説明職員は挙手の上、「委員長」と発言し、委員長の許可を得てから発言をお願いいたします。マイクの操作は全て事務局が行いますので、赤いランプが点灯した後、発言をお願いします。

それでは、総合病院の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をお願いします。

それではお願いします。

菅原副委員長。

○菅原副院長兼事務部長 月曜日から本日まで4日間にわたります連日の審査、お疲れさまでございます。最終日の午後の審査となりますが、どうぞよろしく願い申し上げます。

それでは、病院事業の決算等の概要につきまして、私のほうから御説明させていただきます。

総合病院は、昭和50年の開院以降、宍粟地域におけます基幹病院として、この地域に必要な医療を提供し、市民の皆さんの生命と健康を守ってまいりました。近年の少子化等によります人口減少と高齢化が進行する中で、医療資源の少ない西播磨北部地域の特定中核病院として、2次救急医療や周産期医療の提供、また、市内で唯一の病院として、本市の地域包括ケアシステムの基幹病院として、急性期から回復期までの診療を行うとともに、退院後の在宅医療まで一貫した地域完結型医療を構築し、市民に安全で安心な医療を提供する体制が求められています。

このような状況の下で、令和3年度の取組でございますが、大学医局との連携強化によります医師確保に努め、外来では、専門外来として、糖尿病外来と腫瘍外来の開設に加え、内科の外来の午後診療や、小児科の休日応急診療を継続実施するとともに、救急患者の受入れにも積極的に取り組みました。

一方、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、一昨年11月下旬から、4階一般病棟をコロナ専用病棟として改編し、コロナ患者を適宜受け入れているところでございます。

このような状況下で、入院部門では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた結果、前年度比で入院患者数は11.1%の減、一方外来患者は比較的好調で5.3%の増となりましたが、診療単価の一定水準の維持に加え、コロナ関連補助金収入が13億6,093万円ありましたため、収益全体では6億7,222万9,000円の増収となりました。

一方、費用につきましては、コロナ関連経費として特殊勤務手当や検査委託費などの増があったものの、ジェネリック医薬品使用拡大によります薬品費の抑制や院内物流システムの活用などによります診療材料費の抑制などに努めたこととともに、新型コロナウイルス感染症に伴います医療従事者に対しての慰労金が皆減となった

ため、費用全体では、7,815万5,000円の減となりました。

この結果、令和3年度の収益的収支の状況につきましては、前年度比7億5,038万5,000円改善され、12億4,385万7,000円の純利益となり、3年連続で黒字を確保することができました。

一方、資本的収支の状況につきましては、医用画像システムなどの医療機器の更新を行うとともに、新型コロナウイルス中等症患者用のプロジェネレーターの整備など、施設設備の充実にも努めたところでございます。

また、新病院関係では、基本計画の策定につきましては、昨年3月に着手した策定作業も終了し、同年12月に取りまとめたところでございます。この基本計画を踏まえまして、本年4月から基本設計作業に入ったところであり、年末頃には基本設計図書が完成する予定でございます。

こうした中で、令和3年度決算の状況につきまして、監査委員からは、地域医療の確保、医療水準の向上、患者中心の医療体制、安全管理の徹底、健全経営を図ることにより、播磨姫路圏域北部の特定中核病院及び本市への地域包括ケアシステムの基幹病院として、安全で安心な医療の提供に努められたい。

令和4年度以降も、コロナ禍による大きな影響が想定される。引き続き、収益の確保と費用の抑制に努め、持続可能な病院経営のための経営改革に努められたいとの意見が出されたところでございます。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が、ワクチン接種は順次進んではいるものの、第7波のさなかで、今後の収束がまだ見通せない状況下であります。新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、引き続き必要な取組をしつつ、一般医療の提供にも最大限の努力はするものの、新型コロナウイルス感染症の一定の影響もあることから、当面は入院収益の低迷はやむを得ないのではないかと考えているところでございます。

そういった厳しい経営状況にはありますが、引き続き経営改善に努め、本市の地域包括ケアシステムの基幹病院としての役割を果たしつつ、地域の皆様から信頼され、親しまれる病院を目指し、病院職員一堂が一丸となって取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、総合病院の決算概要説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から、事前打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

前田委員。

○前田委員 それでは、3点について質疑いたします。

まず1点目は、令和3年度宍粟市病院事業特別会計決算書の212ページ、医業費用、給与費について、医師、看護師の給料と手当はそれぞれ何人分ですか。年度内に大きな増減がなければ期末時点で結構です。

また、213ページ、経費の報償費の内訳を伺います。

それと、確認のために、勘定科目の給与費は常勤の医師、看護師の認識でよろしいでしょうか。

まず1点目からよろしく願いいたします。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 前田議員の御質問のほうにお答えいたします。

まず、給与費につきましては、医師、看護師の人数ですけれども、対象につきましては、職員の退職や採用があり年間で変動しますので、月平均ということで、報告のほうさせていただきます。医師につきましては、平均的に28名分と、看護師につきましては、助産師も含めるんですけれども、141名ということになっております。

報償費の内訳につきましては、非常勤医師の給与でございます。

これにつきましては、令和元年度までは給与費で支給しておりましたけれども、地方公営企業法の施行規則の一部改正がありまして、非常勤医師については、経理処理として報償費から支出するよという通達がありましたので、そういった処理のほうさせていただいております。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 報償費の内訳は、非常勤のみということで分かりました。それと、医師、看護師の人数は、年間の月平均ということ分かりました。病院の令和3年度、ほかと比べて賃金が低いのではないかという声も聞きます。また、医師の高齢化の問題、課題、この観点からも質疑させていただきました。

できる限り、処遇の改善を図っていただいて、医師の確保が重要だと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、2番目、材料費比率について。こちらのほうは、213ページの材料費と210ページの医業収益です。これで、材料費比率は、材料費、薬品費、診療材料費割ることの医業収益で17%ということなんですけれども、厚生労働省のデータでは、

自治体の病院では、20%程度に比べ、効率がよくされてると、収益性が高いと思います。その辺のこういう数字になったということの理由をお聞かせください。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 2点目の材料費につきましてですけれども、令和3年度の決算につきまして、医療収益が35億200万円です。また、材料費が6億6,000万になっております。材料比率は18.8%というふうになっております。

議員のほうから御質問ありましたその自治体病院の20%程度の数値ということで御質問いただいているんですけれども、大変申し訳ございません。こちらのほうでちょっと確認ができておりませんので、20%が標準数値という推測でお答えさせていただきます。

これまでは、平成31年4月からSPD、院内の物流システムを導入しております。また、これを導入したことによりまして、診療材料を安価な同等品に、診療材料を不要在庫を持つことなく整理ができてるということもあります。

また、安価な同等品に切り替えたり、価格低減を行うことによって、材料費の支出を抑えているというのが状況であります。

また、もう1点は、ジェネリック薬品の使用推進なども進めております。そういった結果、ローコストになりまして、標準値に比べて、収益性が高くなっているというふうには捉えております。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 分かりました。先ほど、材料比率が18.幾らということをお聞きしましたけど、私の計算では17.何ぼなんですけど、何が原因かというのは調べますと、材料費の3番の給食材料費、4番の医療消耗備品費が入っていないんじゃないかなど、これでちょっと少し1%ほど違ってきてます。分かりました。

それと、3番の経費のうち委託料と負担金について、それぞれの内訳をお聞きします。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 まずは、委託料の支出につきましてですけれども、主な内訳につきましては、窓口と当直業務の委託料が1億600万円、医療機器システムの保守業務が約6,300万円、建物の保守管理業務で3,300万円、検査の外注費が2,500万円の支出というふうになっております。

令和3年度の委託料総額は、2億6,300万円と前年比に比べまして約500万円増と

なっております。その要因につきましては、玄関のほうでトリアージュ行っております、令和2年から。当初は職員のほうでずっと実施しておりましたけれども、長期にわたるといふことで、シルバーのほうに委託しまして、職員とシルバーのほうで実施しているという状況でありまして、シルバーの委託料が300万円ほど増えております。

また、燃料費の高騰によりまして、事業系の産業廃棄物の収集運搬業務が前年度から約100万円増えております。委託料については以上です。

また、負担金につきましては、初期研修医の県要成医の給与費の弁償金です。所属が県でありまして、給与は県から支出されておりますので、県が支出している給与費を病院のほうで負担をしているということになります。令和3年度の負担金総額は、約3,200万円の支出となっております。前年比で3,200万円の減となっております。その要因につきましては、県の要成医のほうで1名減っております。

また、前部長が県のほうから赴任をされておりましたので、こちらのほうも負担金のほうで支払いしておりましたので、その分が令和3年度については、減っているという状況であります。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 分かりました。先ほど、委託料というのは、少し多くあったんで、よう控えてないんですけども、委託料と負担金については分かりました。

そして、今後、委託料の発生予定、今年度とそんなに変わらないのか、いうところのその点を教えてください。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 委託料につきましては、病院を運営する上では非常に必要な経費でありますので、大きくは変わってこないと思いますけれども、いろんな手法を使いまして、削減するという方向では、今のところは進める予定であります。

以上です。

○神吉委員長 前田委員。

○前田委員 はい、分かりました。

以上です。

○神吉委員長 次は、中本委員。お願いします。

○中本委員 2点お伺いいたします。

1つ目、経営努力もあり、3年連続の黒字であります。主な要因は何だったのかお伺いいたします。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原副院長兼事務部長 冒頭の決算概要説明と若干重複する部分もございますが、御容赦いただいて、御回答のほうさせていただきたいと思っております。

医業収益につきましては、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として、1病棟コロナ感染症患者専用病棟として1年間運用したことにより、入院患者が前年度より大きく減少し、入院収益も前年比約1億8,000万の減収となったところでございます。外来収益につきましては、糖尿病外来、腫瘍外来を新たに開設したことや、診療控えからの回復もあり、外来患者数は前年より増加し、積極的な地域への訪問診療も実施し、外来収益が前年比約6,700万円の増収となったところでございます。

また、救急車の受入れにつきましても、積極的な受入れ体制により取り組んだ結果、前年に比べまして、200件の増加につながったところでございます。

一方、費用につきましては、SPDシステム、院内物流システムの導入によりまず診療材料の不要在庫の整理を行い、特に、診療材料の価格交渉によりまず価格低減や、同等品への切り替えにより、材料費の削減を図ったこと、ジェネリック薬品の使用推進などの地道な取組によりまして、医業収支は11月からコロナ病棟を運用した令和2年度につきましては、マイナス3億2,000万でございましたが、年度当初からコロナ病棟を運用した令和3年度につきましては、令和2年度と比べまして、3,000万減のマイナス3億5,000万という状況になっております。いずれの年度も3億超えの医業収支のマイナスではございますが、通年ベースになったということ念頭に置きますと、3,000万の減にとどまることができたのかなという認識もしております。

そういった中で、昨年度に引き続きまして、コロナ感染症患者の専用病棟の継続をしているものですから、その関係の空床休止補償金等、総額13億6,000万円の交付を受けましたことが、結果として経常損益の大幅な黒字につながったというふうに認識しているところでございます。

○神吉委員長 中本委員。

○中本委員 補助金等もありますが、経営努力もしっかりしていただけてると思っております。その中で、来院患者様からのアンケートなどで、現病院に対しての要望とかその辺はくみ上げたり、そういう取組はされておるのでしょうか。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原副院長兼事務部長 来院患者様からのアンケートでの要望のくみ上げに関しましてお答えしたいと思います。

来院患者様からの要望につきましては、主に院内に設置しております数か所に設置しております御意見箱を活用して、我々情報収集をしております。

令和3年度につきましては、14件の要望がございました。具体的な要望内容といたしましては、職員の接遇に関するものが12件、それ以外のものが2件となっております。

接遇に関するものにつきましては、御指摘いただいた関係部署の責任者に改善指示を速やかにするとともに、院内全体にもその内容を周知し、病院全体として接遇改善についての意識の醸成を図ったところでございます。

それ以外の2件につきましては、1件目は患者様の利便性の向上として、医療費の支払いをクレジットカードが利用できるようにしてほしいというもので、他病院での導入状況なども勘案し、令和3年5月からクレジットカードが利用できる環境整備を行ったところでございます。

もう1件につきましては、患者氏名を呼び出さないでほしいというもので、これまで診療科で患者様の呼び出しに当たっては、患者氏名でお呼びしておりましたが、プライバシー保護の観点から、令和3年11月より希望者を対象に、患者氏名を番号に変えさせていただいて、呼び出しをさせていただいてるところでございます。

今後とも、患者様の御要望に対しましては、真摯に向き合い、地域の皆様から信頼され、親しまれる病院づくりにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○神吉委員長 続いて、今井委員。

○今井委員 同じく、主要説明の105ページのところ、同じところ。

先ほどから話もありました糖尿病外来とか、腫瘍外来ができたので、外来患者が増えたということです。どのぐらいの患者が来られたのか、それから、医者の方はどうされたのかということをお聞きします。

○神吉委員長 牛谷課長。

○牛谷医事企画課長 失礼します。今井議員の質問にお答えしたいと思います。

糖尿病治療については、常勤の内科医師により、以前から行っておりましたが、より専門的に治療を行うために、糖尿病外来を設けております。

担当の医師は、神戸大学から非常勤医師として招いておりまして、令和4年4月から毎週火曜日の午前、午後に予約制ということで実施しております。

腫瘍外来につきましては、当院でのがん治療に来られた患者さんで、抗がん剤や、外科的手術による治療を行えない方を対象に、同意を得た上で、診療を行っております。

担当の医師は、神戸低侵襲がん医療センターから非常勤医師として招き、令和3年4月から毎週火曜日の午後に予約制ということで実施をさせていただいております。

年間の患者数については、20名ということになっております。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 糖尿病外来と腫瘍外来、両方合わせて20名ということですか。

○神吉委員長 牛谷課長。

○牛谷医事企画課長 すみません。糖尿病治療の外来については、年間630名ということになっております。申し訳ありません。

○神吉委員長 よろしいか。宮本次長。

○宮本次長兼地域連携室副室長 すみません。先ほど、牛谷課長のほうより非常勤講師を招いてますというところで、令和4年4月からというふうにお伝えしたんですが、令和3年の4月からなんで、そこだけ訂正のほうお願いします。

○神吉委員長 八木委員。

○八木委員 私のほうは、部局資料の請求資料のほうからなんですけども、給与費の不用額が約8,815万円ほどあるんですけども、それは職員数が予定より足りなかったのではないかなと思うんですけども、そのことで、病院運営等に何か弊害等はないのですか。ちょっとお聞きします。

○神吉委員長 大砂次長。

○大砂総合病院事務部次長兼総務課長 八木委員の御質問のほうお答えします。

新年度の予算につきましては、例年12月に在籍している職員をベースに新年度予算のほうを組んでいきます。退職予定者、また、新年度の採用定数も想定しながら、積算をしていくというのが構成というふうになっております。

また、令和3年度当初予算も同様に積算しておりましたけれども、令和2年度末での退職者がこちらの想定以上に多かったということで、実際の職員数よりも人数が多い予算計上となってしまったというのが状況であります。

また、予測できない育児休業や、育児短時間勤務の取得など、当初の予算編成時は見込んでおりませんので、こういったことも不用額の要因の一つとなっております。

また、当初見込みより職員数が少ない状態でありまして、医師につきましては、予算よりも1名少なくなっております。しかしながら、この部分につきましては、新年度、令和3年度につきましては、非常勤の先生を確保しまして、こちらのほうで診療体制のほう取っておりますので、支障のほうは出ておりません。

また、看護職につきましては、予算上より6名少ない状況でありましたけれども、看護婦全体で調整をしながら、特に4階をコロナ病棟のほうに運用しておりますので、そちらのほうで病棟の病床数も減少している状況で、職員数の配置も若干余裕がある中で、1年を通して、またコロナの患者さんの増減も大きいですので、そういったことも踏まえながら、不足する部署へ看護師の調整を図りながら、業務に支障がないように行っていただいております。

また、薬剤部につきましては、前年から1名の欠員状態が続いております。これにつきましては、令和元年度の退職した職員について、令和2年度から補充ができてないという状況でありますけれども、令和3年度につきましては、その1名を補充するという、採用するという事で予算計上しておりましたけれども、やはり確保のほうできてないという状況ではあります。

しかしながら、前年に引き続きまして、薬剤部の中で調整をしながら、業務に当たっているという状況であります。全体的に職員が減少している状況ではありますけれども、各部署におきまして、職員の勤務調整を行いながら、病院全体が円滑に回るよう努力しながら、令和3年度につきましては、弊害は出ておりません。

以上です。

○神吉委員長 よろしいですか。

山下委員。

○山下委員 それでは、監査意見書の243ページ、病院事業特別会計、この中から質疑をさせていただきたいと思っております。

外来延べ患者数であるわけではありますが、前年度に比べ、診療科目別では、内科、外科、整形外科、放射線科、小児科、泌尿器科の6科は増加しているが、眼科、皮膚科、産婦人科、耳鼻咽喉科、精神科が減少しているという理由を教えてください。

○神吉委員長 牛谷課長。

○牛谷医事企画課長 それでは、山下議員の質問にお答えしたいと思います。

減少している主な要因につきましては、産婦人科からお答えさせていただきます。

産婦人科については、コロナ感染症の影響によって、里帰り出産が減少したものの、耳鼻咽喉科につきましては、近隣の民間病院との競合によるもの、精神科につきま

しては、医師を派遣している病院の都合で、診療日数が週4日から週3日になったもの、眼科、皮膚科につきましては、担当医師の変更によるものと捉えております。以上です。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 申し訳ありません。こちらちょっとしっかり聞いてなかったのが原因かと思いますが、眼科について。

○神吉委員長 の理由は、一番最後に言われましたよ。もう一度答えていただきましょうか。

牛谷課長。

○牛谷医事企画課長 眼科につきましては、担当医師の変更によるものと捉えております。

○神吉委員長 山下委員。

○山下委員 申し訳ありません。本当に眼科というところが、特に最も減少しているのではないかなと思ひまして、理由が担当医師の変更によるものということですが、それはどういうことなのか教えてください。

○神吉委員長 牛谷課長。

○牛谷医事企画課長 眼科の減少につきましては、昨年と比べますと25人の減ということになっておりますので、大きく減少したものは捉えておりませんので、担当の先生が変わられたということで、こちらは捉えておるんですが。よろしいでしょうか。

○神吉委員長 山下委員。疑義がありますか、そこに。次は全体ですね。

山下委員。

○山下委員 申し訳ありません。この全体の質問の中で、この内科等増加しているという原因は、やはり、内科の常勤のお医者様がたくさんいらっしゃってくださるということが原因かなと、よく本当に市民の方から内科は充実してて、行っても本当に安心できるという声を聞きます。そこでちょっとお尋ねしたいんですけども、例えば、脳疾患とか、心疾患とか、急を要する方が内科に行かれた場合、総合病院で措置はできて、入院に至って回復するというようなケースは令和3年度どのぐらいありましたのでしょうか

○神吉委員長 平松係長。

○平松医事企画課医事企画係長 失礼します。急を要する方で、当院ではなくて、姫路阪神間のほうに転院搬送をしています。ちょっと今は人数の把握はできてないで

す。申し訳ないです。

○神吉委員 処置された方がおられるかということですね。それに対しては。

○神吉委員長 平松係長。

○平松医事企画課医事企画係長 当院でできる患者さんに関してはさせていただいてます。でも、心疾患とか、脳外科という医師は担当課の医師がいないので、それだったらきちんと専門の病院に送るほうが患者様のためなので送らせていただいています。

○神吉委員長 以上で、事前通告いただいております質疑は終了しました。

この際、関連、もしくはそのほかで受け付けます。関連でありますか。

今井委員。

○今井委員 市長公室のほうでもちょっと聞いたんですけども、一応令和3年度という中で、新病院建設に関して、12月に基本構想、基本計画が出たとかということで、そういうことも含めて、市民に対しての広報に関しては、どのようにやったというふうに評価されているのでしょうか。そこをお聞きします。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原副院長兼事務部長 今井議員の御質問にお答えします。

これまで、令和元年9月の市民アンケート調査に始まりまして、基本構想に係るタウンミーティングや、新病院検討委員会への市民参画、基本計画に係るパブリックコメント、さらには、広報しそや、しそチャンネルでの御紹介など行ってきておりまして、そのような過程の中で、多様な住民の皆様からの御意見をいただき、寄せられた意見につきましては、個々真摯に検討した上で、必要と判断した事項につきましては、適宜反映させていただき、基本設計を現在進めさせていただいているところでございます。

このような中にはありますが、一部の市民の方からは、いまだ御理解が深まっていないという御意見も一方で寄せられておりまして、引き続き、一定程度の情報提供を繰り返していく必要性を感じているところでございます。

しかしながら、新病院整備事業をそのような中ですが、着実に進めていくということも重要であることから、近々には、基本設計の中間報告として、計画平面図の公表や、動画を使った市民の皆様への情報発信なども考えているところでございます。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 やはり大きな事業なので、病院だけではなくて、市長公室、あるいは総

務部、そういうふうな市全体となってアピールのほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう一つなんですけども、新病院じゃなくて、今の病院のこんな頑張ってますとか、こういうふうな取組を始めましたとか、そういうふうなアピールというか、そういう部分も大事なんじゃないかなというふうにも思うんですね。これ前の事務長さんときにもそんな話、させてもらったことあるんですけども、どうもともすれば、市民の中では、総合病院に対してのマイナスのイメージがあったりして、それっていつのことなのと云ったら、大分前のことがずっと話されていたりとかっていうことがまあまああるんです。だから、こんなにいいこともありますよというふうな、プラスの宣伝をもう少ししたほう、そういうことも大事なんじゃないかなというふうなこともあるんですけども、その辺りもうちょっと考えてもらえたらなと思うんですが、そこらどうでしょう。

○神吉委員長 菅原副院長。

○菅原副院長兼事務部長 非常に貴重な御提言を頂いたと思っております。現状振り返りますと、決して職員はさぼってるわけじゃないんですけども、いろいろと限られた人間で業務をいろいろやってるもんです。最近、新しい業務も結構重なってるもんですから、ついつい物事の軽重でおざなりになってるところありまして、病院の例えばホームページの内容のブラッシュアップ、あるいは、以前は出しておったんですけど、病院の機関誌、最近ちょっと休刊状態になっております。そういったものを通じて、今、御提案いただいたように、病院のプラス面での活動というんですか、そういうものを積極的に皆様方に知っていただくというそういう紙面を作っていくのは大事だと思っております。それは中でもそういう議論が実は以前からありまして、結果的に実施に向かってなかったんですけども、ちょっといろいろなスケジュールの関係で、早々にはできないんですけど、年明けにはちょっと何年かぼかしてる部分のそういった補完的な行為ができるように、機関誌の発行とか、ホームページのリニューアルと云いますか、内容のブラッシュアップ、そういうあたりに取り組んでいけるようにしたいと思っております。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 新病院、建設を抱えて、本当に少ない人数で大変なことだと思いますけども、いろいろ大変でしょうけど、頑張ってください。

終わります。

○神吉委員長 そのほかに質疑、ありませんか。

ないようでしたら、これで、総合病院の審査を終了します。説明職員の皆様、どうもありがとうございました。

部局入替えのため、暫時休憩いたします。10分後に開始できるようにします。

午後 1時40分休憩

午後 1時48分再開

○神吉委員長 それでは、休憩を解き、委員会を再開します。

それでは、会計課の審査を始めます。

資料につきましては、委員はあらかじめ目を通しておりますので、必要な部分についてのみ簡略に概要の説明をよろしく申し上げます。

それでは、前川管理者。

○前川会計管理者 失礼をいたします。令和3年度の決算認定の審査につきまして、委員各位におかれましては連日の審査になっておりますが、会計課の決算審査につきまして、よろしく願いいたします。

それでは、令和3年度の会計課の所管の決算概要について、御説明をいたします。

まず、歳入の主なものとして、一般会計決算書36ページから37ページを、委員会資料の1ページで御説明をいたします。

財産収入の財産運用収入、利子及び配当金については、予算額4,151万8,000円に対し、決算額4,021万9,377円で、内訳としましては、基金金利が3,952万9,428円、財務課等で所管しております株式等の配当金が68万9,949円となっております。

前年度決算額と比較いたしますと449万9,788円の減となっております。この主な要因は、令和3年3月から4月の有価証券で基金運用をしておりました債券が満期となりました。そのため、再運用を行いました。国の低金利政策下で、また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、低金利状態が続いている中での運用となったことで、減収となっております。

また、基金運用収入では、予算額608万9,000円に対し、決算額608万3,188円であり、前年増額608万3,188円となっております。この主な要因は、地域福祉基金の取崩しに伴う債権の運用益ということになっております。

次に、一般会計決算書42、43ページ、委員会資料1ページで、諸収入の市預金利子につきましては、決算額9,012円であり、主なものとして、当座預金の余裕のあるときに短期の大口定期預金へ運用した際の利息ということで9,011円が決算をしております。前年と比較いたしますと、162円の微減となっております。

続きまして、歳出ですが、決算書62、63ページ、委員会資料の1ページでございます。

会計管理費の決算額は808万4,239円で、主な支出につきまして、役務費の公金取扱手数料が325万6,767円で、取引件数は19万309件でございます。

最後に、委員会資料2ページには、基金ごとの積立て、取崩し等の状況を一覧にしております。御覧をいただきたいと思っております。

なお、基金管理につきましては、出納閉鎖期間に係る規定が適用されませんので、基金の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとなります。

令和3年度末の基金保有額は、79億4,305万3,868円であり、令和2年度末より増加しております。これにつきましては、森林環境譲与税の基金、また、デジタル社会推進基金、交通安全対策基金の新設によるものでございます。

以上で、会計課所管の決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○神吉委員長 これより質疑を行います。

通告のある委員から、打合せのとおり、順次質疑をお願いします。

林委員。

○林委員 部局資料の1ページなんですが、基金運用収入でございます。前年度はゼロだったと思うんですけど、令和2年度。令和3年度はちょっと多額の運用収入が出ておるんですけども、今、管理者が説明されてざっとは分かったんですけど、もうちょっと詳しく説明してもらえませんか。

○神吉委員長 原次長。

○原次長兼会計課長 失礼します。

先ほどの御質疑にお答えのほうさせていただきます。

基金運用収入につきましては、608万3,188円の収入がございました。こちらにつきましては、先ほど会計管理者のほうの冒頭での説明でもございましたが、有価証券の売却時及び満期償還時に発生する運用益を収入したものです。

具体的に申しますと、金額の内訳といたしましては、地域福祉基金、第10回利付国債を一部売却した際の売却益として、607万3,188円を収入しました。

続きまして、もう1件、2件目といたしましては、森林文化創造基金、東京都債の満期償還の際に、購入時の益として、1万円を収入しております。金利と価格の関係につきましては、金利が低下しているときには価格は上昇します。また、その逆で、金利が上昇すれば、価格は下落します。少しでも多くの運用益を得るためには、金利低下時に債券を売却するほうが有利となりますので、野村証券にいろいろ

と御相談かけておりました、売却時期等のアドバイス等をいただいた中で、いい時期に売却することができ、このような形で運用益が得られたと考えております。

以上です。

○神吉委員長 林委員。

○林委員 8,300万余り取り崩されて、その果実が760万余りあったということなんですか。

○神吉委員長 前川管理者。

○前川会計管理者 おっしゃるとおり、取崩しをさせていただいた中で、今、次長が言いましたとおり、少しでも有益なところでということで、売却いたしまして、その金額が出ております。

○神吉委員 続いて、私のほうからなんですが、先ほどの基金の運用益ではなくて、売却は理解できましたが、基金の利子についてお聞きします。

運用益に関して、3,950万円という概算です。約3,950万円という数字がありますが、これだけを生み出す基金の利子の率とは、0.5%のように計算するとなってくるんですが、そのようなものなんでしょうか。

○神吉委員長 原次長。

○原次長兼会計課長 失礼します。

先ほどの御質疑に答弁させていただきます。

保有している基金の利率ですが、一律0.5%というわけではございません。今現在、定期預金と有価証券等を保有しております。定期預金につきましては、利率が一番低いのが0.002%、そちらから一番高く0.150%、こちらの利率で運用しております。有価証券につきましては、0.4%から1.787%となっております。その保有している定期預金だったり、有価証券によって利率が違ってまいっておりますので、一律0.5%というわけではございません。

以上です。

○神吉委員 ということは、有価証券のほうも基金の利子というふうに呼んでるわけですね。分かりました。

それから、配当のある所有している株式の銘柄というのを教えてください。

○神吉委員長 原次長。

○原次長兼会計課長 株式のほうにつきましては、会計課の所管ではありませんが、分かる範囲でお答えのほうさせていただきます。

先ほど、御質疑ありました保有しております銘柄につきましては、全部で3銘柄

配当金がある分につきましては保有しております。

まず1件目は、神姫バス株式会社、2件目といたしまして、みずほファイナンシャルグループ、最後に姫路ケーブルテレビ、この3銘柄を保有しております。

以上です。

○神吉委員 それから関連しまして、その株式の売買などはされたのかお願いします。

○神吉委員長 原次長。

○原次長兼会計課長 売買につきましては、現在、行っていない状況となっております。

以上です。

○神吉委員 それから、株主の優待制度というものもあると思うんですが、その利活用に関しての収入はありますか。

○神吉委員長 原次長。

○原次長兼会計課長 失礼します。株式の優待制度の利活用、収入につきましては、現在、利活用も行っていませんので、収入もございません。

以上です。

配当金としては、それぞれ入ってきております。先ほど銘柄として、3銘柄お伝えしました内容につきましてですが、こちらの株式優待制度の神姫バス株式会社については、配当金といたしまして、24万3,216円の収入がございました。

以上です。

○神吉委員 株主優待のものもあると思うんですけども、その活用はされておられないということですね。理解しました。

次に、役務費のところと公金の取扱手数料のところと、私、計算してみたら、少し数字が合わないのをお尋ねしたいんです。手数料11円、1件当たり11円のを約19万件の手数を払っている金額が私の計算と少し合わないの、この事前にお伝えしてある数字を基に、この数式が間違っているのかどうか、郵便振替手数料152円から417円とまらないんですが、そこ少し具体的に教えていただきたいんです。

○神吉委員長 原次長。

○原次長兼会計課長 失礼いたします。先ほどの公金振替手数料について、御説明のほう差し上げます。

公金振替手数料につきましては、先ほどの御質疑のほうでもありましたとおり、郵便局を除く各金融機関につきましては、1件当たり11円となっております。ただし、郵便局については、取扱内容ごとに単価設定をされております。具体的に申し

ますと、自動振替につきましては、1件当たり10円、窓口での取扱いについては金融機関と同じく1件当たり11円、また、ふるさと寄附金の振込については、1件当たり30円、それ以外の郵便振込の場合につきましては、金額及び支払い方法、支払い方法と申しますのが、ATMを使っての振込、また、窓口での振込、そちらの内容によって152円から417円の幅で郵便振替手数料が必要となっております。

このように、郵便局では、支払い方法や金額に応じて、手数料単価が違っている状況となっております。

以上です。

○神吉委員 分かりました。

○神吉委員長 以上で、事前通告いただいております質疑に関しては終了するんですが、そのほか、関連で質疑がありましたら受けますがいかがですか。

ないようでしたら、これで、会計課の審査を終了いたします。

説明職員の皆様、ありがとうございました。

引き続き、議会事務局の審査を始めます。

それでは、概略の説明がありましたら、よろしくお願ひします。

大前局長。

○大前議会事務局長 それでは、部局の決算審査といたしましては、議会事務局が最後となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議会事務局として、概略の説明を申し上げます。

令和3年5月25日に改選後初めての第99回定例会が開催されまして、新たな体制で宍粟市議会がスタートしております。

令和3年度におきましては、定例会のほか、3回にわたる臨時会を開催し、二元代表制の一翼を担う議会として、議員一人一人に対する市民の負託は一層深まる中、議会事務局としましては、円滑な議会運営と議員活動をサポートする立場として、その任に当たっているところでございます。

また、本会議はもとより、各常任委員会及び特別委員会のより円滑な運営についても、議会基本条例をはじめ、各種条例、規則等の運用や新たに取り組みれておりますICT推進への取組など、事務局の立場で適時適切なサポートができるように努めてきたところです。

議会事務局では、会計年度任用職員1名を含めまして、6名の体制で業務に当たっております。議会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会の4つの事務局を持っております。議会以外の3つの部門につきましては、担当課長が1名お

りますが、局長と事務局員1名が兼務いたしております。

高度化する議会事務の庶務、議事、調査を中心とした各班にわたる調整をはじめとして、円滑な運営を目指し、事務局機能の強化及び効率的な実務に努めているところ です。

決算状況としましては、まず、議会費に係る決算としまして、不用額として旅費の執行率が48.58%と低くなっております。これは、全年度に続き感染症拡大防止のため、各種会議が中止であるとか、書面開催となったことによります。

委託料では、会議録調整業務において、AIを活用した会議記録調整システムの活用による業務量の減少によるものであります。

また、負担金及び交付金においては、政務活動費交付金の執行率が低い状況にございます。

そして、総務費に関連する決算に関しましては、監査につきまして、住民監査請求が1事案あり、結果につきましては、請求人に通知するとともに、市のホームページと広報しそうにて公表をいたしております。

公平委員会につきましては、勤務条件に関する処置要求、不利益処分に関する不服申立てはともにありませんでした。

固定資産評価審査委員会につきましては、固定資産評価替えに伴い、固定資産評価審査申出が1事案ありました。

総務費に関連する費目につきましても、各総会、研修会の開催が控えられたことから、報酬、旅費の支出が少ない状況となっております。

以上、概略説明とさせていただきます。御審査のほどよろしく申し上げます。

○神吉委員長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告のある委員から、事前打合せのとおり、質疑をお願いします。

今井委員。

○今井委員 よろしく申し上げます。

では、主要施策説明書の104ページの広報事業というところの、AIの活用についてです。機械は使えば使うほど言語認識、学習が進んでいくというふうに聞くんですけども、その辺り、もう導入されて大分たつと思うんですが、その状況をお聞かせください。文章化する手間は短くなってきたのでしょうか。

以上です。

○神吉委員長 小椋係長。

○小椋議会事務局係長 失礼します。

今井委員の質疑にお答えします。

A I 活用音声認識システムによる会議録の自動作成ですが、A I が言語を認識する学習をしていくことにつきましては、日々進歩をしております。これは、全国的にも使われているシステムを使用していますので、例えば、デジタルトランスフォーメーションとか、ゼロカーボンシティとか、最近多く使われ始めた単語などは学習し、登録されていきます。

システムの学習は進んでおりますが、文書化する手間の改善、時間の短縮につきましては、やはり、発言をされる方、個人差がありまして、それが一番大きな要因となっております。はっきりと分かりやすい発言を心がけていただくことで、コンピューター側も言葉を認識しやすくなりますので、もちろん、我々説明員もですが、議員の方々にも御協力いただきながら、改善を図っていきたいと考えています。

以上です。

○神吉委員長 今井委員。

○今井委員 方言とかそういうのも学習はしてくれるのですか。

○神吉委員長 小椋係長。

○小椋議会事務局係長 はい。その学習はできません。

○神吉委員長 続いて同じところで、今井委員。

○今井委員 その上なんですけども、広報事業というところで、予算が522万のところが決算が382万円ということで、140万円減っておりますが、その理由は何でしょうか。

○神吉委員長 小椋係長。

○小椋議会事務局係長 今井委員の質疑にお答えします。

主に、総務経済・文教民生常任委員会の会議録を業者委託とせず、自前で先ほどのA I システムを積極的に活用した結果、事務局の労務は増えておりますが、できる限り経費の削減を図ったところです。

以上です。

○神吉委員 続いて私のほうから質疑させていただきます。

資料のほうは5ページになります。政務活動費収支報告一覧を見て、会派別でもしくは個人で政務活動費を申請、その費用の使い方として、広報費というところがあります。広報誌などを作成した場合、政務活動費をそれに充てるということができるとのことですが、これにより作られた広報誌は、事務局が内容を確認、あら

かじめされるのでしょうかを伺います。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 政務活動費で作成された会派等の広報誌の内容の確認につきましては、宍粟市議会政務活動費の用途に関する要領、執行上の留意点などに照らし合わせて、支出できないものではないか、例えば、個人や政党、選挙運動と明確に区別できているかなどの確認を行っております。

以上です。

○神吉委員 それは、原稿印刷前に確認されるのか、それが作成されて配付された後にされるのか教えてください。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 あらかじめ事務局が確認するという制度ではなく、翌年度の4月末を期限として、議長に各会派等から提出される政務活動費の収支報告書、その際の添付資料を確認することになります。後で確認するということになります。

以上です。

○神吉委員 ということは、適当でないということは、事後に分かるということであり、政務活動費の使い方が不適当であったというのは後で分かるということになりますが、そのとおりですか。

○神吉委員長 大谷課長。

○大谷議会事務局課長 例えば、20万円とか、広報誌に使われてたとして、そのうち、約半分個人に関する内容とか、写真とか、そういうところ、ふさわしくない会派の広報誌としてふさわしくないものが含まれていた場合は、それを確認しまして、例えば半分だったら10万円とか、返還いただくというような協議を事務局でさせていただくということになります。

以上です。

○神吉委員 分かりました。

○神吉委員長 以上で、事前通告いただいております質疑は終わりました。

この際、ほかの質疑がありましたら受けませんが、いかがでしょうか。関連を含めございませんか。

ないようでしたら、これで、議会事務局、公平委員会事務局に関する審査を終了します。説明職員の皆さん、ありがとうございました。

委員の皆様にご案内します。この後、決算委員会としての参考賛否を問いたいと思いますが、それに先立ちまして、これまでの質疑回答の再確認をしたいと思います。

す。30分ほどでできると思いますので、委員会室へ移動をお願いします。

決算委員会はこれで暫時休憩とします。30分後に再開いたします。

午後 2時12分休憩

午後 2時 分再開

○神吉委員長 休憩を解き、決算委員会を再開します。

正式な採決については9月27日火曜日の全体会で行いますので、本日はこの委員会で参考に賛否を問いたと思います。

それでは、決算認定の賛否の確認を起立により行います。

まず、第76号議案、令和3年度宍粟市一般会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

第77号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

第78号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

第79号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

第80号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立多数)

○神吉委員長 起立多数です。

第81号議案、令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

第82号議案、令和3年度宍粟市水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

第83号議案、令和3年度宍粟市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

第84号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを原案のとおり認定することに賛成の委員は起立願います。

(起立全員)

○神吉委員長 起立全員です。

令和3年度宍粟市各会計に係る歳入歳出決算の認定についての参考賛否は以上であります。

これをもちまして、本日の決算委員会を閉会いたします。

副委員長より事務連絡をお願いします。

○中本副委員長 皆様お疲れさまです。

事務連絡としまして、各委員の方は9月20日火曜日、8時30分までに事務局へ記録をデータで提出お願いいたします。同日午後1時30分より正副委員長で報告書案を作成いたします。報告書案は完成次第、皆さんに配信いたしますので、案に対する意見があれば、22日の午前8時30分までに事務局へメールで提出ください。そして、同日午後1時30分より、全委員で報告書の最終確認を行いますので出席をお願いいたします。ただし、案に対する修正等の意見がない場合など、会議を開催せず、メールのやり取りでの確認とすることで御了承いただきたいと思います。

以上です。

○神吉委員長 ありがとうございました。

それでは、本日はこれで散会します。長期にわたり本当にお疲れさまでした。御苦労さまでした。

(午後 2時12分 散会)